

第4期 利根町地域福祉計画

ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね

2026年度(令和8年度)～2030年度(令和12年度)



2026年(令和8年)3月

利根町

はじめに

私たちの地域社会は、少子高齢化の進行や多様化により、福祉の役割がこれまで以上に重要になっています。本町においても高齢化、核家族化の進行などにより、住民同士の社会的なつながりの希薄化が進んでいる地域もみられ、ひとり暮らしの高齢者や要介護・要支援者の増加、介護や子育てに悩む家庭の増加、外国人との共生への対応などが更に必要とされています。



こうした状況を踏まえ、2021年(令和3年)3月に「利根町地域福祉計画(第3期)」が計画期間の5年を終えることから、新たに「利根町地域福祉計画(第4期)」を策定しました。本計画は令和12年度までの5年間を計画期間とし、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みについて定めたものであります。

この計画では、地域における支え合いの仕組みをより一層強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指しています。そのために、地域住民の皆様をはじめ、社会福祉法人、社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO・ボランティア団体など、多様な主体が連携しながら、福祉の充実に向けて取り組んでまいります。

最後になりますが、この計画の策定にご協力いただいた策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様に、心からの感謝を申し上げます。今後も、より良い地域福祉の実現に向けて、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年(令和8年)3月

利根町長 山崎 誠一郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 地域福祉を取り巻く社会動向	4
3 地域福祉と「自助・共助(互助)・公助」	6
4 計画の位置づけと計画の期間	8
5 計画の策定体制	11
第2章 利根町の現状	15
1 人口動態等の状況	15
2 子ども・高齢者・障がい者等の状況	18
3 各地区の状況	24
4 アンケート調査結果抜粋	26
5 第3期計画の振り返り	39
6 課題の整理と今後の方向性	42
第3章 計画の将来像	47
1 将来像(基本理念)	47
2 基本目標	48
3 計画の体系	49
第4章 施策の展開	53
基本目標1 交流が広がり生きがいを持って暮らせるまち	53
基本目標2 助け合い支え合って暮らせるまち	58
基本目標3 地域への愛着と福祉活動をつないでいくまち	61
基本目標4 誰にとっても住みやすく安心して暮らせるまち	63
第5章 計画の推進に向けて	75
1 協働による計画の推進	75
2 計画の進行管理	77
3 成果指標と目標値	78
資料編	81
1 利根町地域福祉計画策定委員会設置要綱	81
2 利根町地域福祉計画策定委員会委員名簿	83
3 策定経過	84

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国は、人口減少、少子高齢化の進行や経済活動の後退などにより、厳しい環境を迎えています。

このような様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が求められています。

本町においても高齢化、核家族化の進行などにより、住民同士の社会的なつながりの希薄化が進んでいる地域もみられ、ひとり暮らしの高齢者や要介護・要支援者の増加、介護や子育てに悩む家庭の問題などが顕在化しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1つの世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

「地域共生社会」の実現のためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「我が事」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

このような背景を踏まえ、本町では、2021年(令和3年)3月に「利根町地域福祉計画(第3期)」(以下「第3期計画」という。)を策定し、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を基本理念に位置づけ、町の福祉の向上に取り組んでいます。策定以降、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、さらには新型コロナウイルス感染症の流行など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本町では第3期計画が2025年度(令和7年度)をもって計画期間を終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)を計画期間とする「利根町地域福祉計画(第4期)」(以下「本計画」という。)を策定し、住民、事業所、関係機関などと協力しながら、地域福祉の推進を図ります。

2 地域福祉を取り巻く社会動向

(1) 国の動向

年	法律・政策	主な内容
2016年 (平成28年)	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
2017年 (平成29年)	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
2020年 (令和2年)	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
2021年 (令和3年)	厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
2023年 (令和5年)	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。
	「第二次再犯防止推進計画」策定	国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取り組みを更に深化させ、推進するために策定。
2024年 (令和6年)	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務として認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされた。
	「孤独・孤立対策推進法」施行	総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定された。
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	年齢・障がい・国籍等を問わない全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化を目的としている。

○地域共生社会のイメージ図



資料:厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

(2)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取り組みを意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 地域福祉と「自助・共助(互助)・公助」

(1)地域福祉とは

一般に「福祉」と言うと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など対象ごとに分けられたものを思い浮かべる人が多いかもしれませんが、その理由は、これまで、それぞれの分野ごとの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたためです。

近年、社会情勢や地域社会の変化に伴い、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しており、従来の対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、民間のサービス提供主体との連携を図りながら総合的にサービスを提供することが求められています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

(2)「自助・共助(互助)・公助」の考え方

地域福祉を進めるときに重要となるのが、「自助」「共助(互助)」「公助」の考え方です。様々な生活課題について住民一人ひとりの努力「自助」、住民同士の相互扶助「共助(互助)」、公的な制度「公助」の連携によって、お互いの力を合わせることで地域福祉を推進していくことが重要です。

また、近年の多様化・複雑化する地域におけるニーズには、住民の助け合いによる「共助」は地域福祉の非常に重要なポイントであり、住民やボランティア、NPO等が自主的な活動を行うことが求められています。



自助

- 町民一人ひとりができること
- ・普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- ・日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。



共助(互助)

- 隣近所・地域のみんなでできること
- ・介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持つ。
- ・地域活動の情報を発信する。
- ・隣近所の支え合い。



公助

- 行政が取り組むこと
- ・地域における見守りや支え合い活動を推進する。
- ・ボランティアの養成を進める。
- ・総合的な福祉サービスの供給体制の整備。
- ・行政施策への住民参加の促進。

※利根町地域福祉計画においては、「共助」という言葉を「互助」の意味合いも含めた広い意味で用いています。(詳細は次ページを参照。)

また、「自助・共助・公助」については、「共助」をさらに細かく分け、「互助」という概念を加えた「自助・互助・共助・公助」の4つとする考え方もあります。

本計画においては、「自助・互助・共助・公助」の考え方における『互助』の概念も包含した広い意味で「共助」という言葉を用いています。

『互助』と『共助』について

○地域の福祉において、高齢者が住み慣れた地域での安心した暮らしを支える地域包括ケアシステムの構築を進める際の重要な考え方として、「自助・互助・共助・公助」があります。

■自助・互助・共助・公助の考え方

	内 容	費用負担
自 助	自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する	自らの負担
互 助	近隣の助け合いやボランティア等のインフォーマルな相互扶助	提供者の自発的な負担 (制度的に裏付けは無い)
共 助	社会保険のような制度化された相互扶助	リスクを共有する仲間の負担
公 助	困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等	公の負担、税による負担

平成 20 年度 「地域包括ケア研究会 報告書～今後の検討のための論点整理～」

平成 25 年3月 「地域包括ケア研究会 地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」より作成

○この考え方では、「共助」を「介護保険や医療保険によるサービス等」と狭義に位置づけた上で、「町民主体のサービスやボランティア活動等」を「互助」と定義し、「共助」と「互助」の有機的な連携が地域の高齢者を支える体制づくりの上で重要であると説明しています。

○この「互助」を詳しく言えば、近隣の助け合いやボランティア等の相互扶助のことであり、地域の暮らしの中で従来から行われてきた、住民同士が助け合いながら身近な問題を解決していくことを指しています。

4 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の法的根拠

町民と福祉関係の事業者・団体、行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」であり、その仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。

地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」に規定されています。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法106条の5に規定されている重層的支援体制整備事業実施計画によって、その具体的な手法を構築します。

なお、権利擁護に関しては、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条に規定された成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村成年後見制度利用促進基本計画」という。)として策定します。

また、再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項を法的根拠として策定します。

○社会福祉法<第107条>より抜粋(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○社会福祉法<第106条の3>より抜粋(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関 による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

○社会福祉法<第106条の5>より抜粋(重層的支援体制整備事業実施計画)

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律<第14条>(市町村成年後見制度利用促進基本計画)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勧案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○再犯防止推進法<第8条第1項>(地方再犯防止推進計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携

地域福祉に関しては、社会福祉法第109条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

○社会福祉法<第109条>より抜粋(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

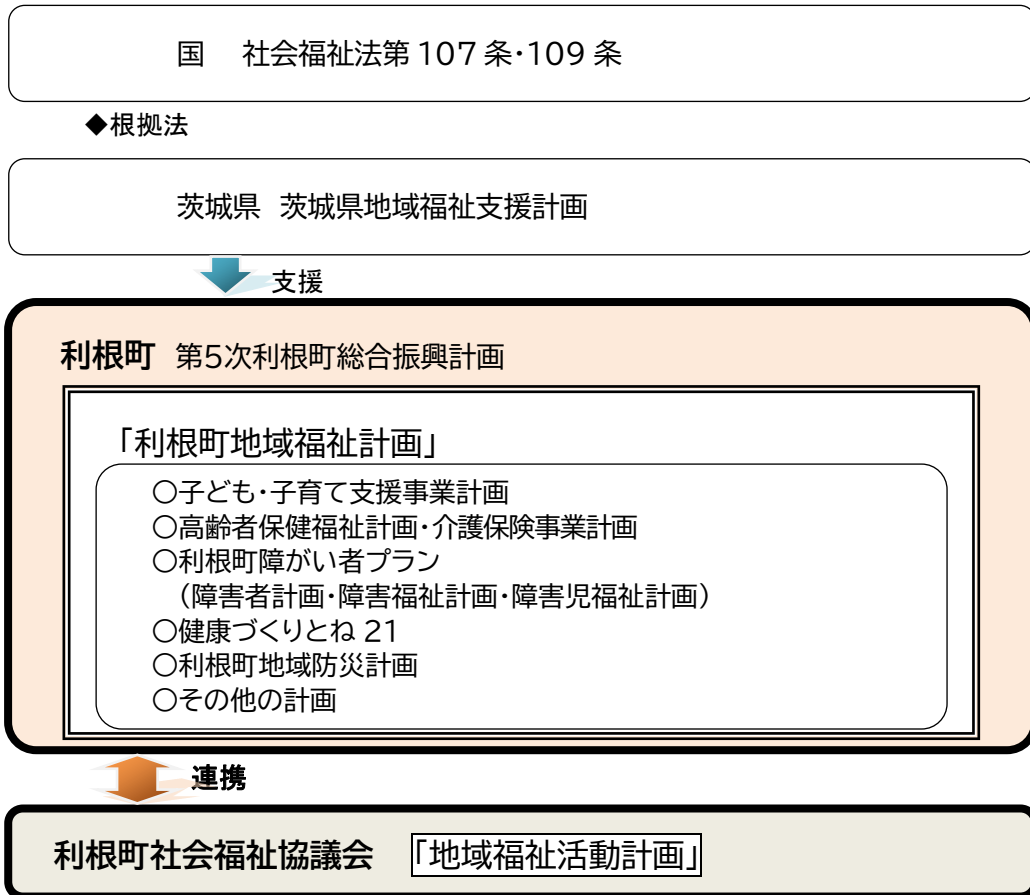
第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3)他の計画との関連

本計画は、本町の「第5次利根町総合振興計画」を上位計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画を横断的につなげ、その他の関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、町民と多くの関係機関との協働により、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための、地域福祉推進の指針として位置づけます。

○利根町地域福祉計画の位置づけ



(4)計画の期間

新たな計画の計画期間は、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とします。なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
利根町地域福祉計画 第3期計画					利根町地域福祉計画 第4期計画				
				計画 策定					計画 策定
第5次総合振興計画 (前期基本計画)				第5次総合振興計画 (後期基本計画)					

5 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会

地域福祉計画に関する事項を幅広く審議するため、福祉関係者や学識経験者、住民の代表等で構成する「利根町地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

(2) 町民アンケート調査の実施

「利根町地域福祉計画」の見直しを行うにあたり、町内の各地域における住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

○アンケート調査の概要

対象者 (町民)	実施方法	実施時期	配布数	回収率
19歳以上 (無作為抽出)	郵送による 配布・回収	2024年(令和6年)9月～ 2024年(令和6年)10月	2,000件	24.5%

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

第2章

利根町の現状

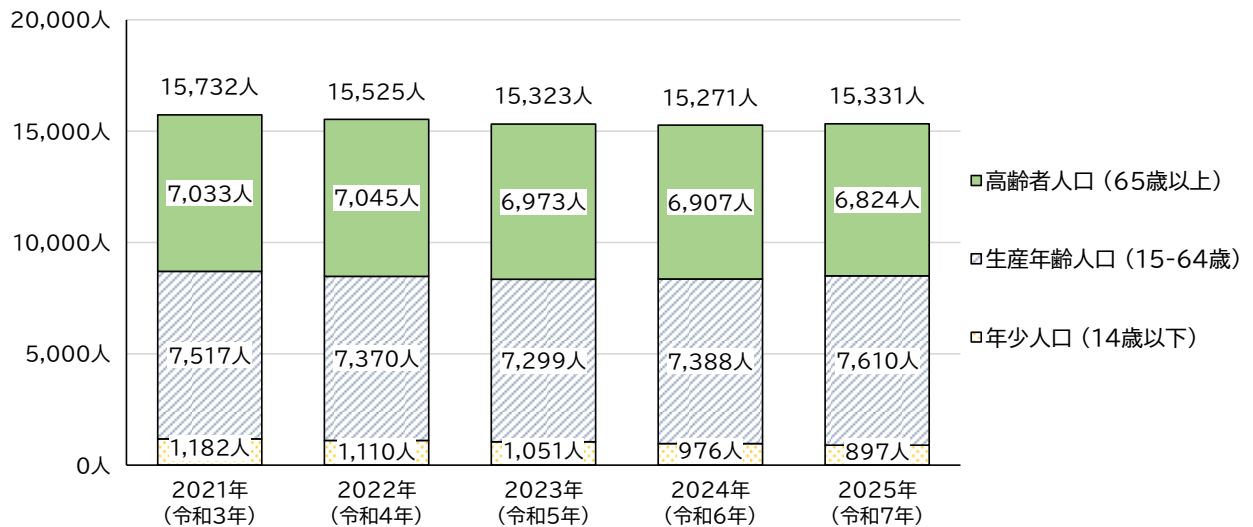
第2章 利根町の現状

1 人口動態等の状況

(1)人口の推移

本町の総人口は緩やかな減少傾向にあり、年齢3区分別にみると、65歳以上と14歳以下が減少傾向にあり、15～64歳の人口は横ばいで推移しています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



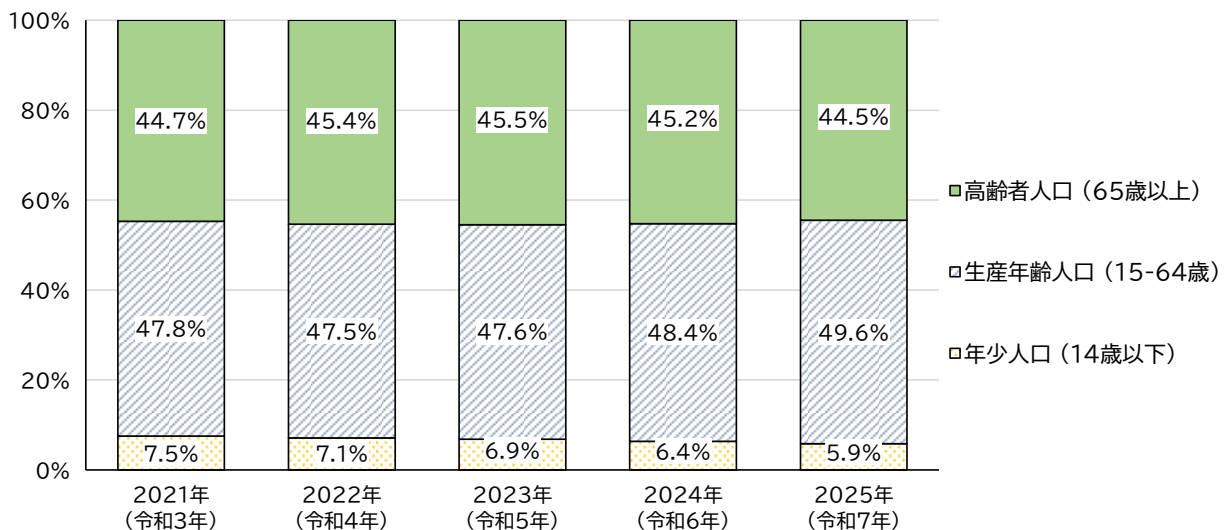
各年4月1日現在

資料:利根町住民基本台帳

(2)人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者が45%前後で推移、14歳以下の年少人口の割合が減少傾向にあり、少子高齢化が顕著となっています。

■年齢3区分人口構成比の推移



各年4月1日現在

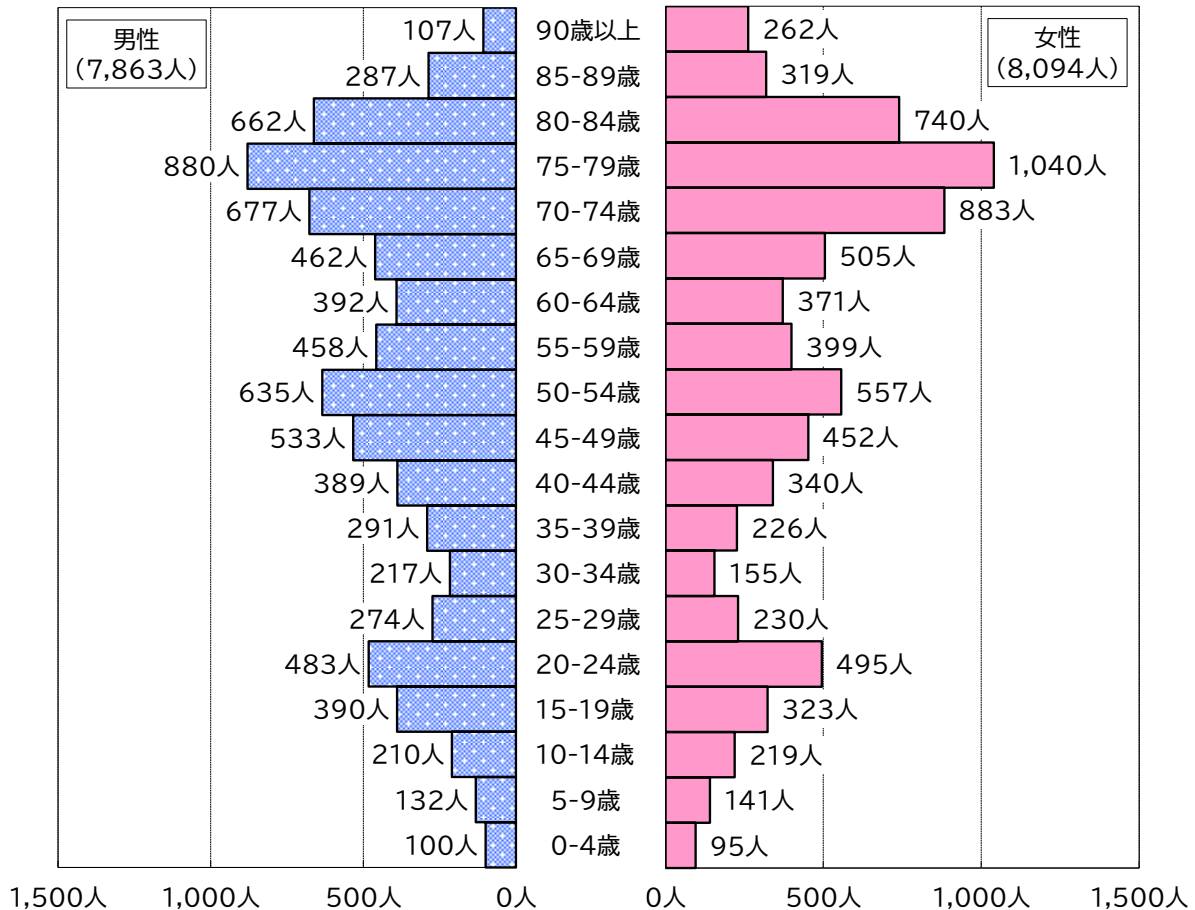
資料:利根町住民基本台帳

(3)人口ピラミッド

2025年(令和7年)4月1日現在の人口ピラミッドをみると、「75-79歳」が男女ともに突出して多く、その前後の「80-84歳」や「70-74歳」も多くなっています。

一方で、「60-64歳」や「30-34歳」は少なく、若年層では「20-24歳」以下の年代で減少する傾向がみられます。

■人口ピラミッド



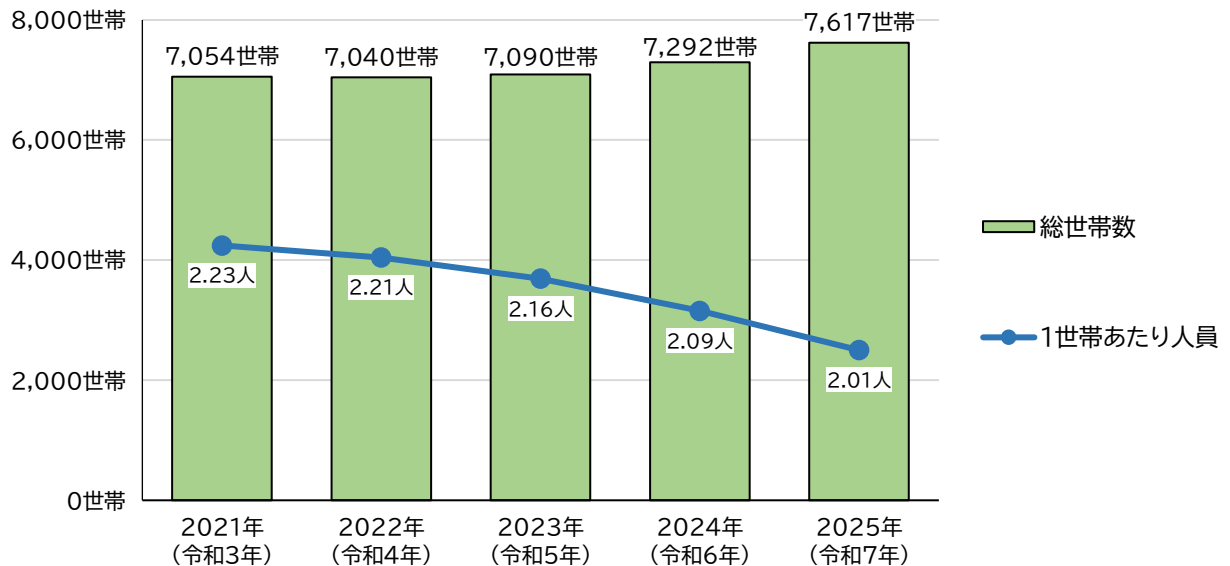
2025年(令和7年)4月1日現在

資料:利根町住民基本台帳

(4)世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数は2023年(令和5年)から増加傾向にある一方で、総人口は横ばいの状態が続いていることから、1世帯あたりの人員数は減少が続いています。

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



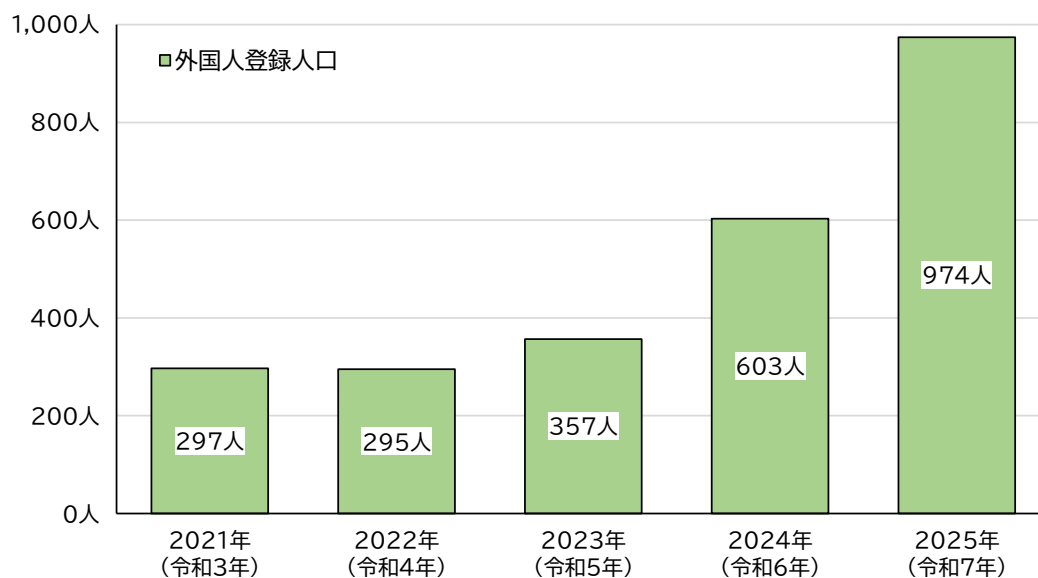
各年4月1日現在

資料:利根町住民基本台帳

(5)外国人登録人口の推移

外国人登録人口は増加傾向にあり、2021年(令和3年)から2025年(令和7年)にかけ974人と約3.3倍に増加しています。

■外国人登録人口の推移



各年4月1日現在

資料:利根町住民基本台帳

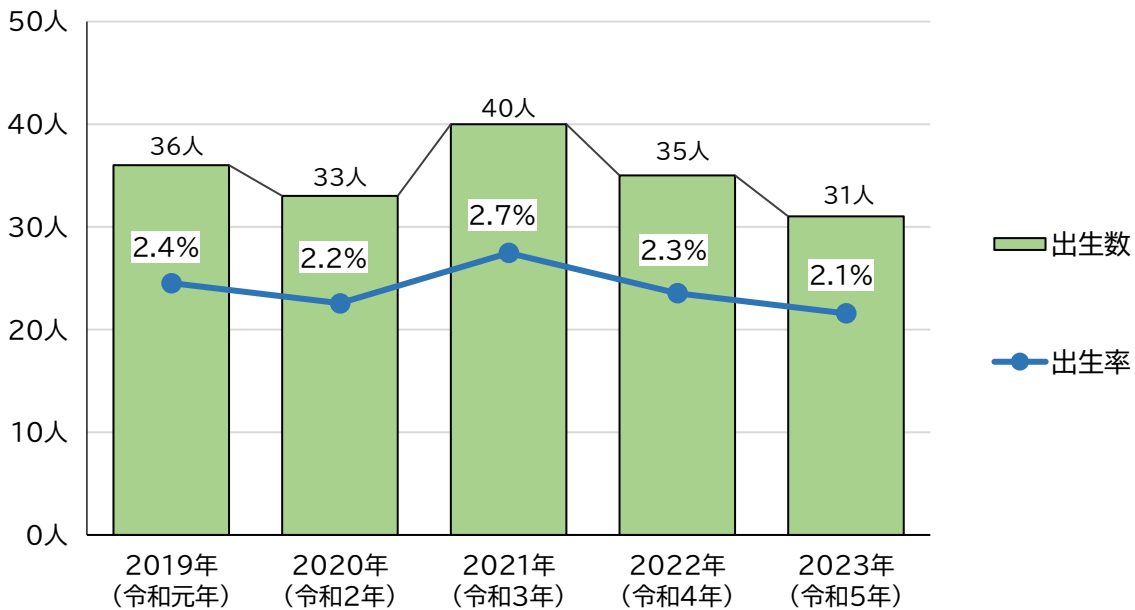
2 子ども・高齢者・障がい者等の状況

(1)子どもの状況

① 出生数及び出生率の推移

出生数は30人から40人の間で推移しており、2023年(令和5年)では31人となっています。出生率は2%から3%の間で推移しており、横ばいの状態が続いています。また、本町の出生率は国、県を下回る状態が続いています。

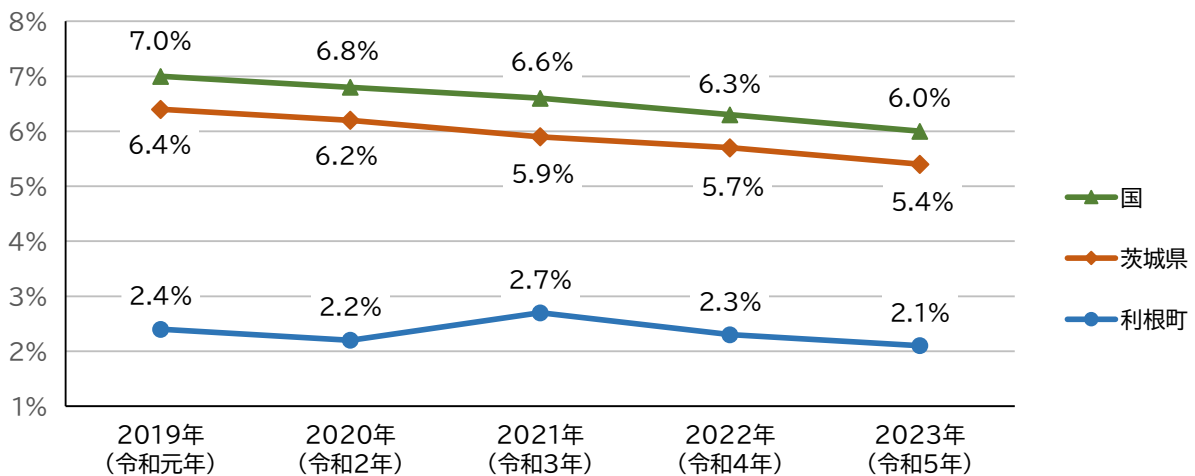
■出生数、出生率の推移



資料:人口動態統計(茨城県保健福祉部厚生総務課)

■国・県・利根町の出生率の推移

※出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものです(人口千人対)。

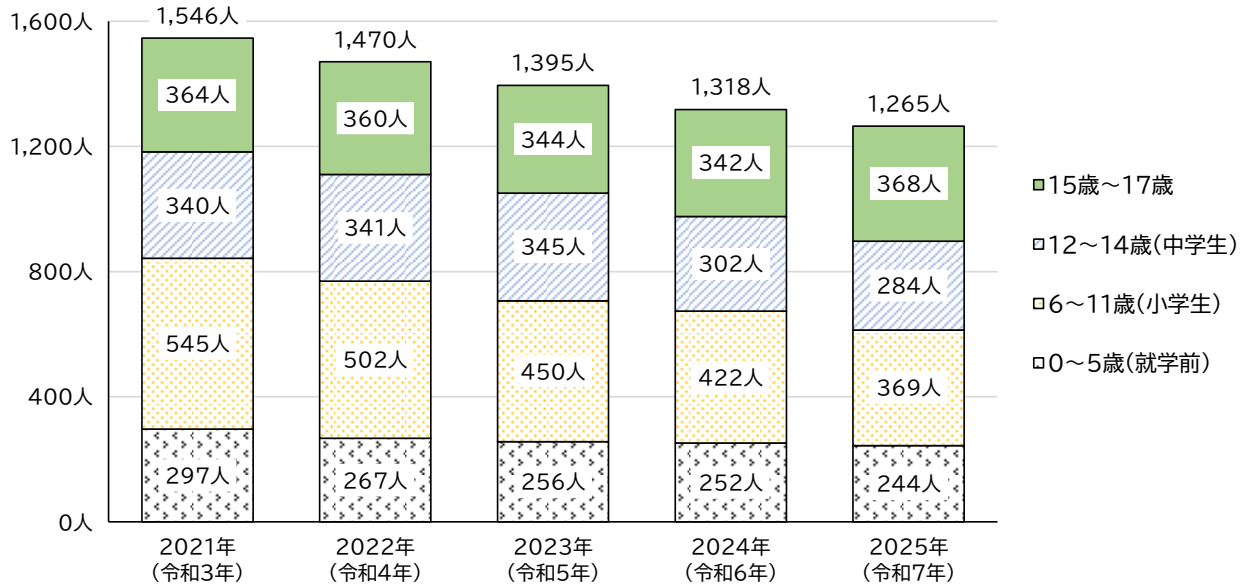


資料:人口動態統計(茨城県保健福祉部厚生総務課)

② 児童数の推移

本町の18歳未満の児童数は、2025年(令和7年)4月1日現在で1,265人となっており、2021年(令和3年)4月1日現在と比較して281人の減少となっています。

■児童数の推移



各年4月1日現在

資料:利根町住民基本台帳

③ 子どものいる世帯の状況

一般世帯数は増加傾向にあります。6歳未満の世帯員のいる世帯数、18歳未満の世帯員のいる世帯数、構成比いずれも減少傾向で推移しています。また、ひとり親世帯数は横ばい傾向が続いていますが、2015年(平成27年)から2020年(令和2年)にかけて17世帯の増加となっています。

■18歳未満世帯員のいる世帯数

	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
一般世帯数	5,856世帯	6,126世帯	6,130世帯	6,245世帯
6歳未満世帯員のいる一般世帯数 (対一般世帯数比)	476世帯 (8.1%)	448世帯 (7.3%)	317世帯 (5.2%)	232世帯 (3.7%)
18歳未満世帯員のいる一般世帯数 (対一般世帯数比)	1,310世帯 (22.4%)	1,211世帯 (19.8%)	1,017世帯 (16.6%)	903世帯 (14.5%)
18歳未満世帯員のいるひとり親世帯数 (対一般世帯数比)	48世帯 (0.8%)	64世帯 (1.0%)	57世帯 (0.9%)	74世帯 (1.2%)
母子世帯数	33世帯	51世帯	49世帯	66世帯
父子世帯数	15世帯	13世帯	8世帯	8世帯

各年10月1日現在

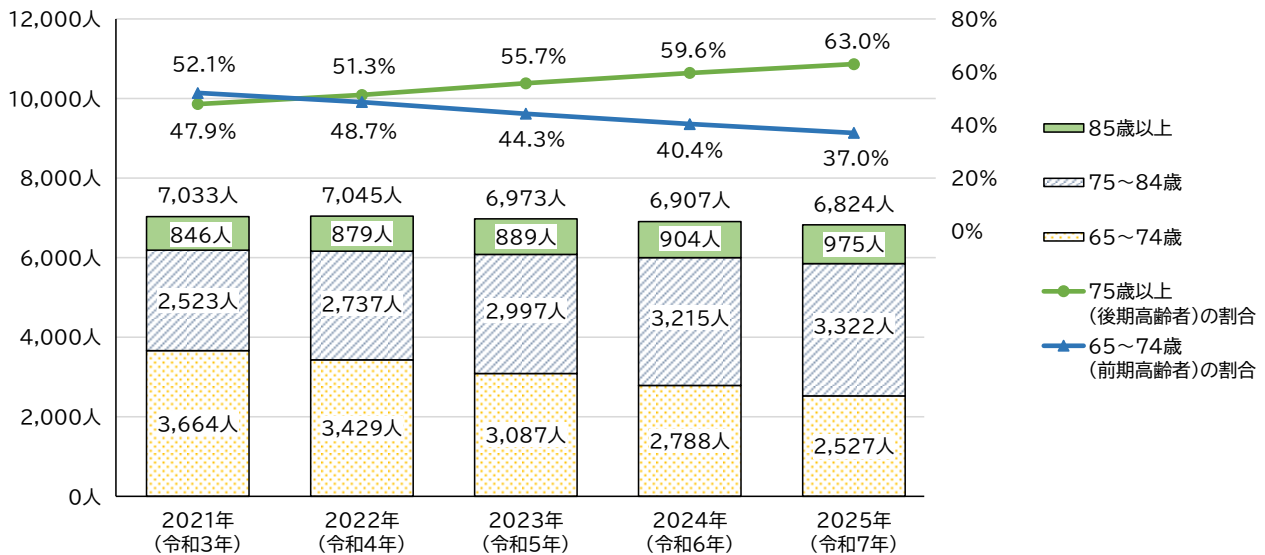
資料:国勢調査

(2) 高齢者の状況

① 高齢者数と前期高齢者・後期高齢者の比率

本町の高齢者数について、65～74歳の前期高齢者が減少する一方で75歳以上の後期高齢者は増加しており、2022年(令和4年)に初めて後期高齢者数が前期高齢者数を上回りました。

■前期・後期高齢者比率の推移



各年4月1日現在

資料:利根町住民基本台帳

② 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯の数は増加しており、2020年(令和2年)には68.5%にあたる4,280世帯となっています。また、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯いずれについても世帯数、割合の増加が続いており、2020年(令和2年)現在、高齢単身世帯は939世帯、高齢夫婦世帯は1,422世帯となっています。

■高齢者のいる世帯数の推移

	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
全世帯数 (一般世帯数)	5,856世帯	6,126世帯	6,130世帯	6,245世帯
高齢者を含む世帯数 (対全世帯数比)	2,464世帯 (42.1%)	3,232世帯 (52.8%)	3,905世帯 (63.7%)	4,280世帯 (68.5%)
高齢単身世帯数 (対高齢者を含む世帯数比)	241世帯 (9.8%)	393世帯 (12.2%)	615世帯 (15.7%)	939世帯 (21.9%)
高齢夫婦世帯数 (対高齢者を含む世帯数比)	419世帯 (17.0%)	734世帯 (22.7%)	1,180世帯 (30.2%)	1,422世帯 (33.2%)

各年10月1日現在

資料:国勢調査

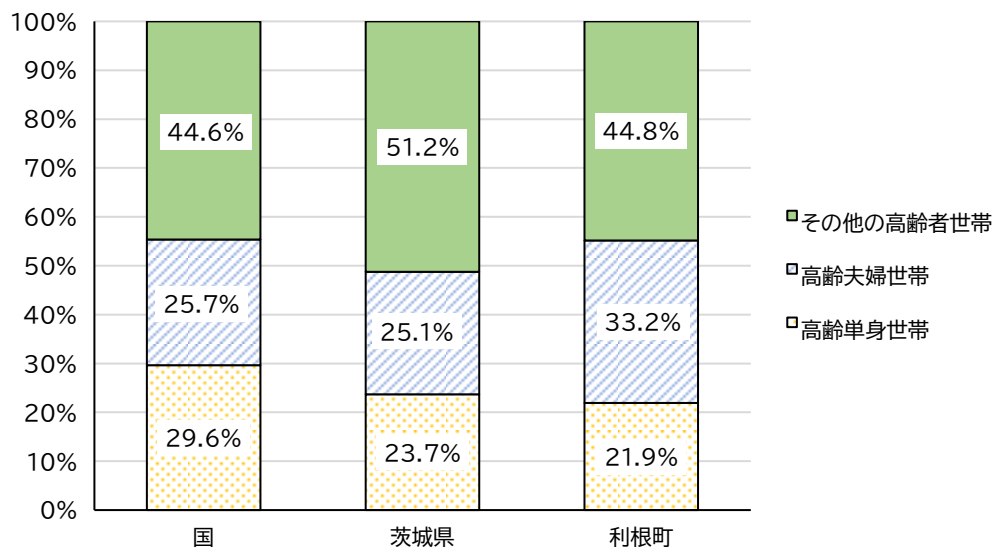
※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯を指します。

本町における高齢者を含む世帯の割合は、国及び県の数値を上回っており、本町では高齢者を含む世帯が相対的に多い状況にあるといえます。

また、高齢者を含む世帯の内訳をみると、高齢単身世帯の割合については国・県よりも低いものの、高齢夫婦世帯の割合がやや高くなっています。

■国・県・利根町における高齢者を含む世帯数・構成比

	国	茨城県	利根町
全世帯数 (一般世帯数)	55,704,949 世帯	1,181,598 世帯	6,245 世帯
高齢者を含む世帯数 (対全世帯数比)	22,655,031 世帯 (40.7%)	530,311 世帯 (44.9%)	4,280 世帯 (68.5%)



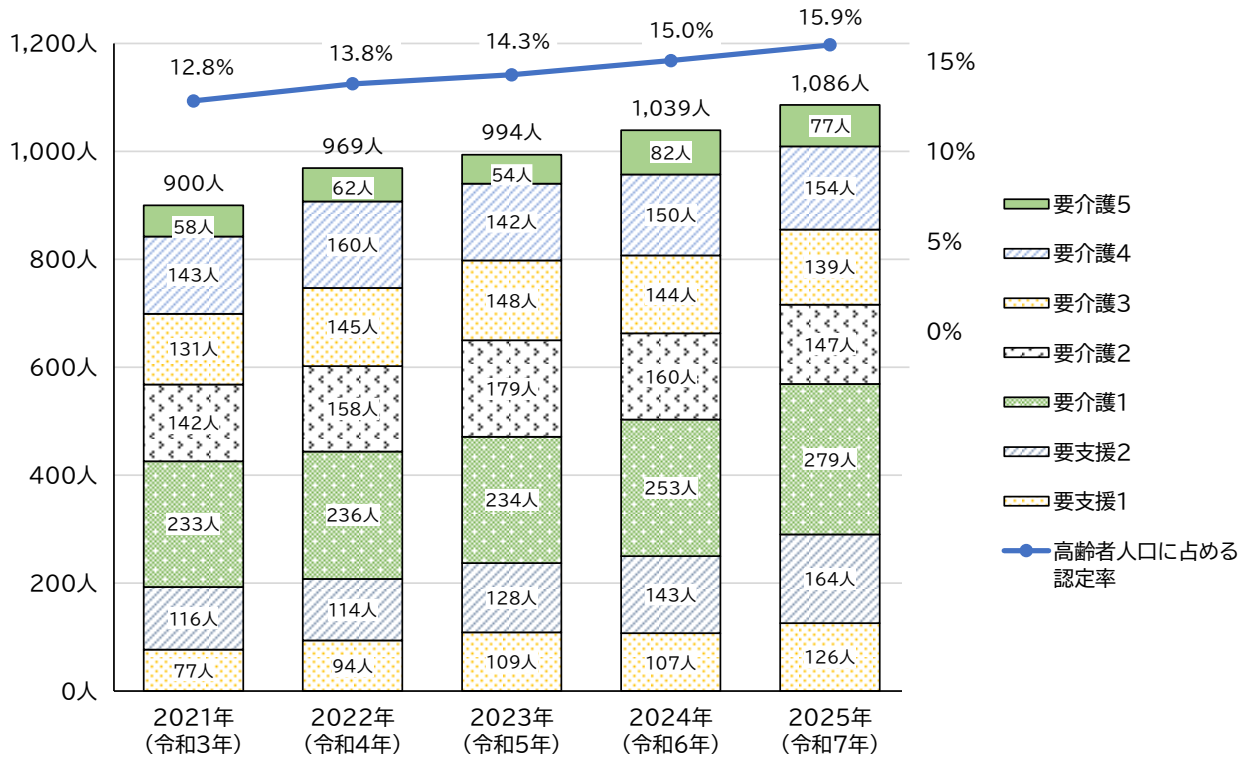
2020年(令和2年)10月1日現在

資料:国勢調査

③ 要支援・要介護認定者数の推移

2025年(令和7年)9月末現在, 要支援・要介護認定者の合計は1,086人, 高齢者人口に占める認定率は15.9%となっており, 増加傾向が続いています。

■要支援・要介護認定者数の推移(要介護度別)



各年9月末現在

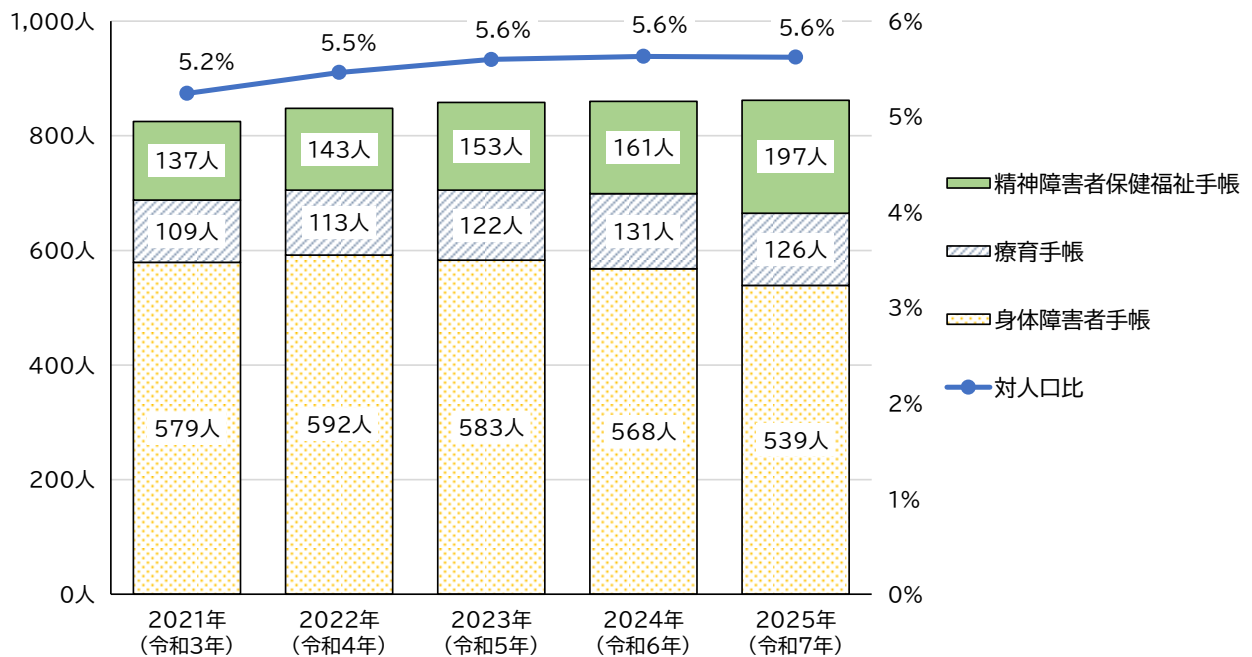
資料:介護保険事業状況報告(9月月報)
(第1号被保険者及び第2号被保険者計)

(3)障がい者の状況

障害者手帳所持者を基準として本町の障がい者数をみると、やや増加傾向で推移しており、障がい者数は862人で対人口比は5.6%となっています。

■障がい者(手帳所持者)数の推移

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)
身体障がい者 (身体障害者手帳所持者)	579人	592人	583人	568人	539人
知的障がい者 (療育手帳所持者)	109人	113人	122人	131人	126人
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳所持者)	137人	143人	153人	161人	197人
合計	825人	848人	858人	860人	862人



各年4月1日現在

資料:利根町 福祉課

3 各地区の状況

(1) 町内各地区の状況

2025年(令和7年)4月1日現在の町内各地区における世帯数、人口、高齢者数等の状況は以下のとおりです。

① 文地区

文地区の世帯数は2,298世帯、人口は4,474人、高齢化率は43.4%となっています。

地区内をさらに小地区ごとにみると、「②もえぎ野台1・2丁目地区」の高齢化率は15.9%と他の地区に比べてかなり低くなっています。

■文地区の世帯数・人口・高齢者数・高齢化率

	世帯数	人口	高齢者数	高齢化率
①早尾台・羽根野台地区	1,616 世帯	2,959 人	1,385 人	46.8%
②もえぎ野台1・2丁目地区	173 世帯	453 人	72 人	15.9%
③その他地区(①②以外)	509 世帯	1,062 人	486 人	45.8%
文地区	2,298 世帯	4,474 人	1,943 人	43.4%

2025年(令和7年)4月1日現在

資料:利根町 行政区・年齢段階別住民基本台帳人口

② 布川地区

布川地区の世帯数は3,812世帯、人口は7,293人と、世帯数・人口ともに町内で最も多い地区です。高齢化率については、46.4%と東文間地区に次いで高くなっています。

地区内をさらに小地区ごとにみると、「③四季の丘地区」の高齢化率は17.3%と他の地区に比べてかなり低くなっています。

■布川地区の世帯数・人口・高齢者数・高齢化率

	世帯数	人口	高齢者数	高齢化率
①利根ニュータウン地区	992 世帯	1,693 人	920 人	54.3%
②利根フレッシュタウン地区	1,003 世帯	1,827 人	1,055 人	57.7%
③四季の丘地区	444 世帯	1,159 人	201 人	17.3%
④その他地区(①②③以外)	1,373 世帯	2,614 人	1,209 人	46.3%
布川地区	3,812 世帯	7,293 人	3,385 人	46.4%

2025年(令和7年)4月1日現在

資料:利根町 行政区・年齢段階別住民基本台帳人口

③ 文間地区

文間地区の世帯数は1,001世帯、人口は2,403人、高齢化率は31.8%となっています。区内をさらに小地区ごとにみると、「①もえぎ野台3・4・5丁目地区」の高齢化率は17.0%と他の地区に比べて低くなっています。

■文間地区の世帯数・人口・高齢者数・高齢化率

	世帯数	人口	高齢者数	高齢化率
①もえぎ野台3・4・5丁目地区	477世帯	1,248人	212人	17.0%
②その他地区(①以外)	524世帯	1,155人	553人	47.9%
文間地区	1,001世帯	2,403人	765人	31.8%

2025年(令和7年)4月1日現在

資料:利根町 行政区・年齢段階別住民基本台帳人口

④ 東文間地区

東文間地区の世帯数は506世帯、人口1,161人と、世帯数・人口ともに町内で最も少なくなっています。高齢化率については、47.0%と他の地区と比較して最も高くなっています。

■東文間地区の世帯数・人口・高齢者数・高齢化率

	世帯数	人口	高齢者数	高齢化率
東文間地区	506世帯	1,161人	546人	47.0%

2025年(令和7年)4月1日現在

資料:利根町 行政区・年齢段階別住民基本台帳人口

●もえぎ野台地区の扱いと高齢化率による地区比較について

■もえぎ野台地区の世帯数・人口・高齢者数・高齢化率

	世帯数	人口	高齢者数	高齢化率
もえぎ野台地区	650世帯	1,701人	284人	16.7%

2025年(令和7年)4月1日現在

資料:利根町 行政区・年齢段階別住民基本台帳人口

○もえぎ野台地区は、行政上の区分では「文地区」に分類されますが、「文地区」と「文間地区」に分かれ、本計画では以下のように整理しました。

▶もえぎ野台1・2丁目……文地区

▶もえぎ野台3・4・5丁目…文間地区

4 アンケート調査結果抜粋

本調査は、2025年度(令和7年度)に「利根町地域福祉計画」,「利根町地域福祉活動計画」の見直しを行うにあたり、町内の各地域における住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

■調査の対象

調査対象者は、町内在住の19歳以上の方の中から無作為に2,000人を抽出しました。

■配布の方法・調査時期

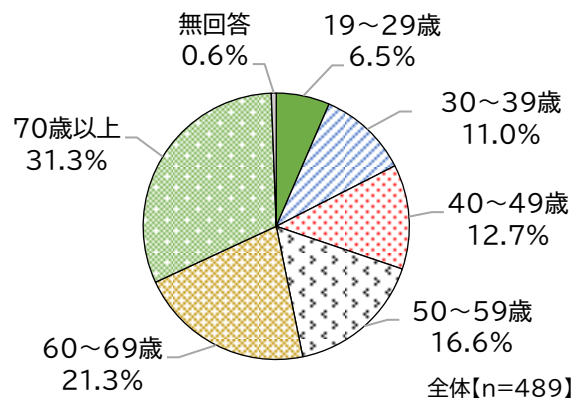
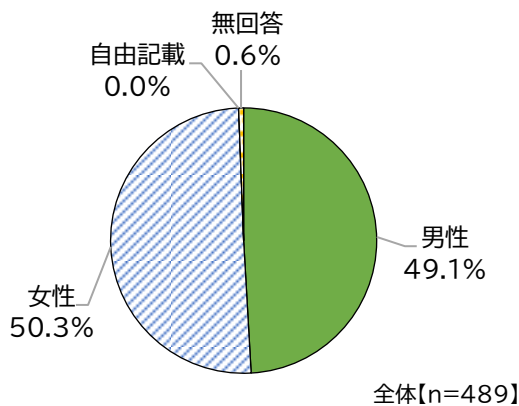
郵送による配布・回収

2024年(令和6年)9~10月

■配布・回収の結果

対象者	配布数	回収数	回収率
町民	2,000件	489件	24.5%

■回答者の属性(性別及び年齢)

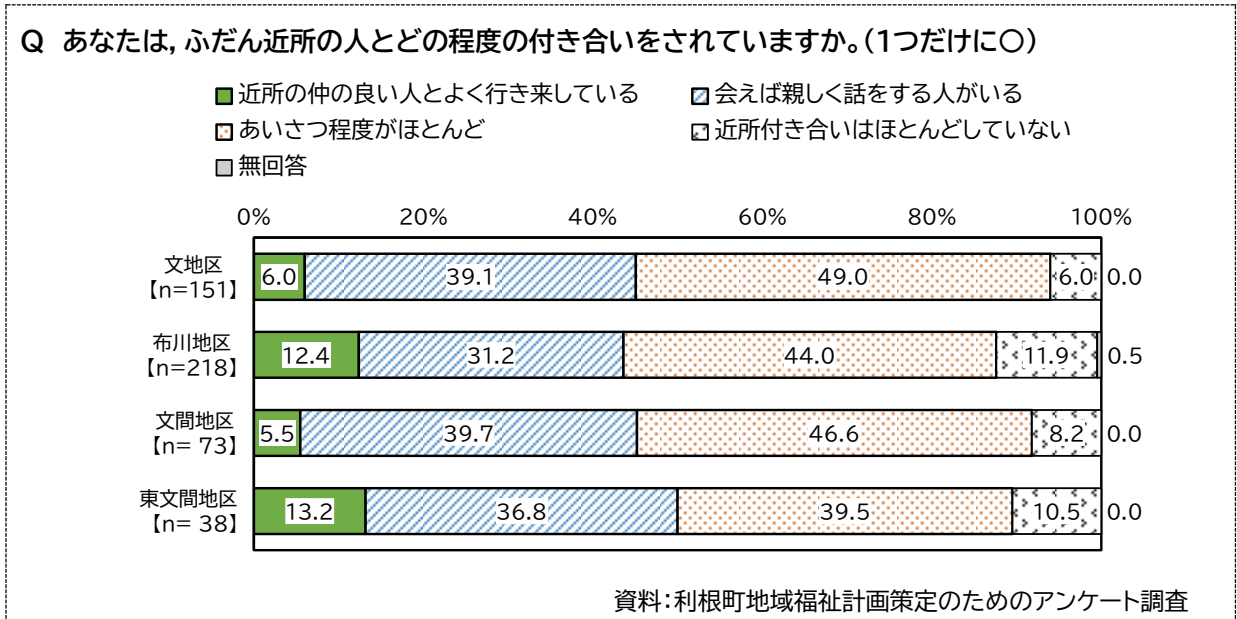


※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

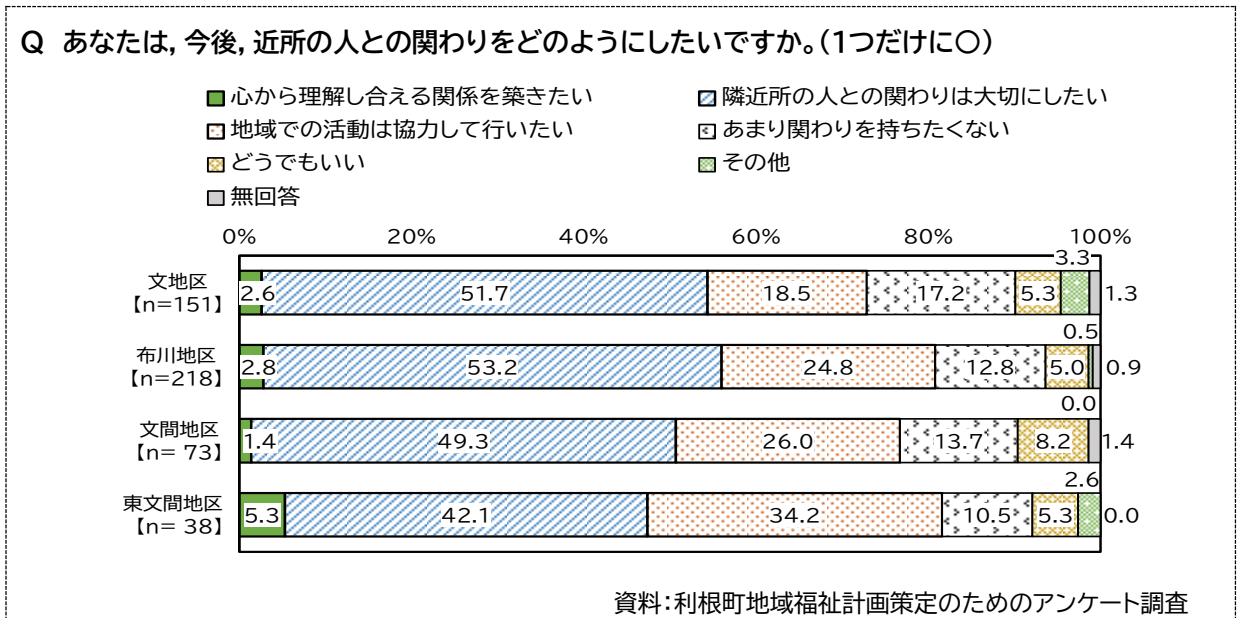
(1)近所付き合い

① 現状



▶地区別にみると、いずれの地区でも「あいさつ程度がほとんど」が最も多くなっています。布川地区、東文間地区では「近所付き合いはほとんどしていない」の回答割合が1割程度と比較的高くなっています。

②-1 今後の希望(地区別)



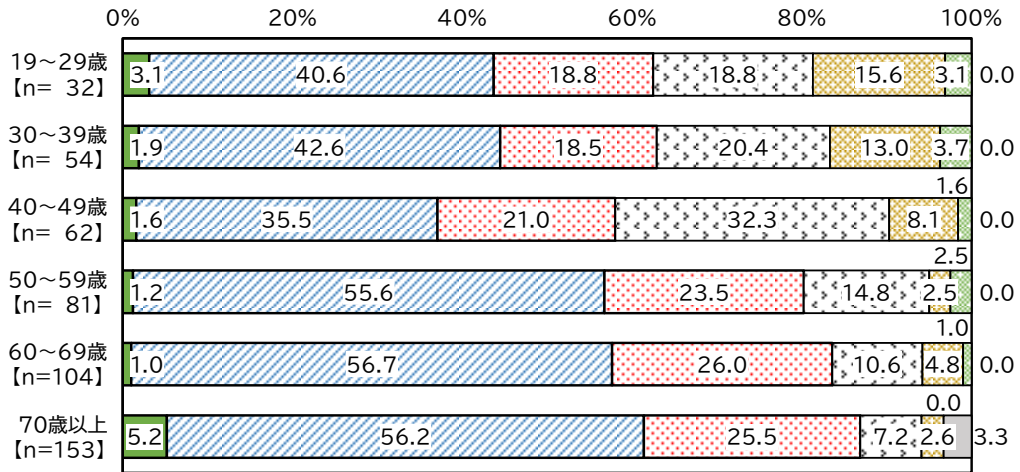
▶地区別にみると、いずれの地域も「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が最も多くなっている点で共通しており、特に布川地区では53.2%と最も高くなっています。

▶一方、「あまり関わりを持ちたくない」という近所付き合いに否定的な回答は、文地区で若干高くなっていますが、地域間でそれほど大きな差はみられません。

②-2 今後の希望(年代別)

Q あなたは、今後、近所の人との関わりをどのようにしたいですか。(1つだけに○)

- 心から理解し合える関係を築きたい
- 隣近所の人との関わりは大切にしたい
- 地域での活動は協力して行いたい
- あまり関わりを持ちたくない
- どうでもいい
- その他
- 無回答



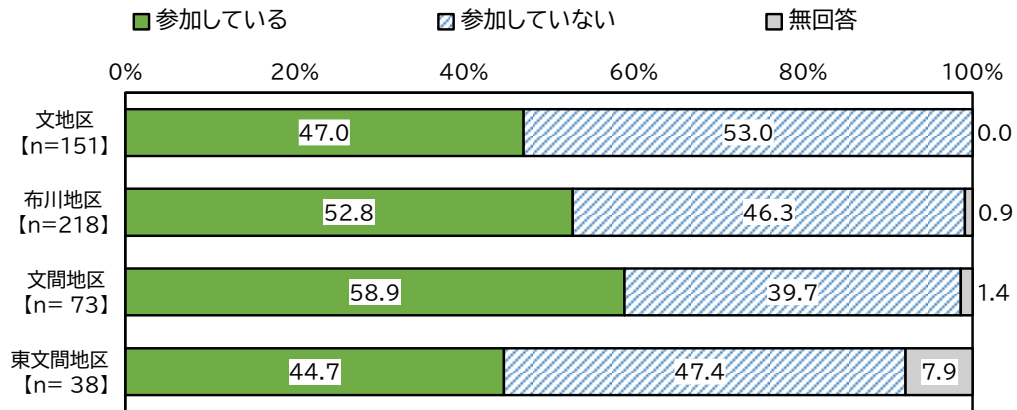
資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

- ▶年代別にみると、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が最も多い点で共通しており、50代以上では過半数を超えています。
- ▶一方、「あまり関わりを持ちたくない」という近所付き合いに否定的な回答は40代で3割程度と他の年代と比べると高くなっています。

(2)地域活動(居住地域を対象とした活動)

① 参加状況

Q あなたは、地域での活動(自治会、子ども会など、主にあなたのお住まいの地域を対象とした活動)に参加していますか。(1つだけに○)



資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

▶地区別にみると、地域における活動に「参加している」割合は、文間地区が58.9%と最も高く、東文間地区が44.7%と最も低くなっています。

② 活動内容

※地域活動に「1. 参加している」方にお聞きします

Q あなたはどのような地域活動に参加していますか。(あてはまるものすべてに○)

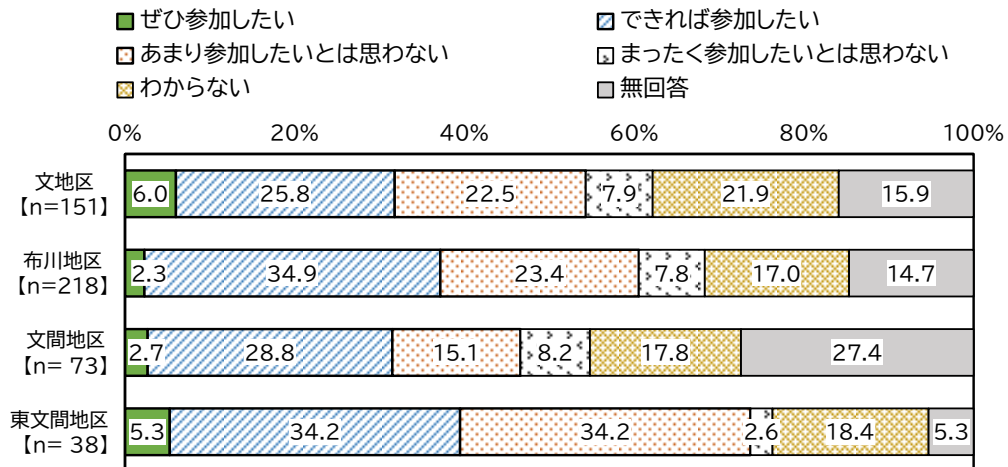
	合計 (人)	区・町内会・自治会の活動	清掃・美化活動	地域行事への参加	募金への協力活動	スポーツや趣味・学習活動	防災活動	健康づくりや介護予防活動
文地区	71	63.4%	47.9%	28.2%	21.1%	22.5%	14.1%	2.8%
布川地区	115	77.4%	47.8%	36.5%	27.8%	14.8%	14.8%	11.3%
文間地区	43	58.1%	53.5%	16.3%	16.3%	11.6%	9.3%	9.3%
東文間地区	17	52.9%	52.9%	0.0%	29.4%	11.8%	11.8%	5.9%

資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

▶地区別にみると、いずれの地区でも「区・町内会・自治会の活動」が1位、「清掃・美化活動」が2位で共通しています。

③ 今後の参加意向

Q あなたは今後、地域活動に参加したいと思いますか。(1つだけに○)



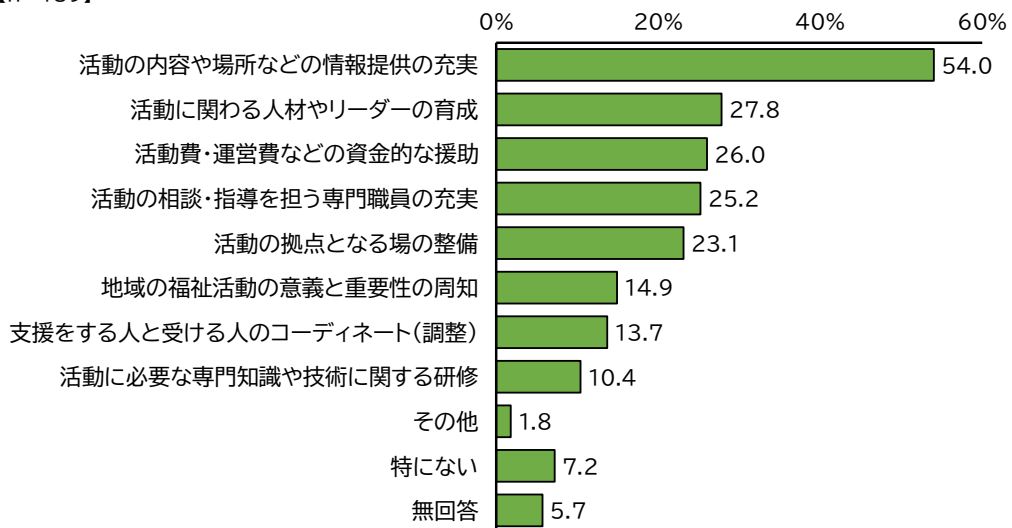
資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

▶地区別にみると、『今後、地域活動に参加したい』割合(「ぜひ参加したい」、「できれば参加したい」)は、東文間地区が39.5%で最も高く、文間地区が31.5%で最も低くなっています。

④ 地域における支え合い活動を活発化するために重要なこと

Q 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(主なもの3つまでに○)

全体[n=489]

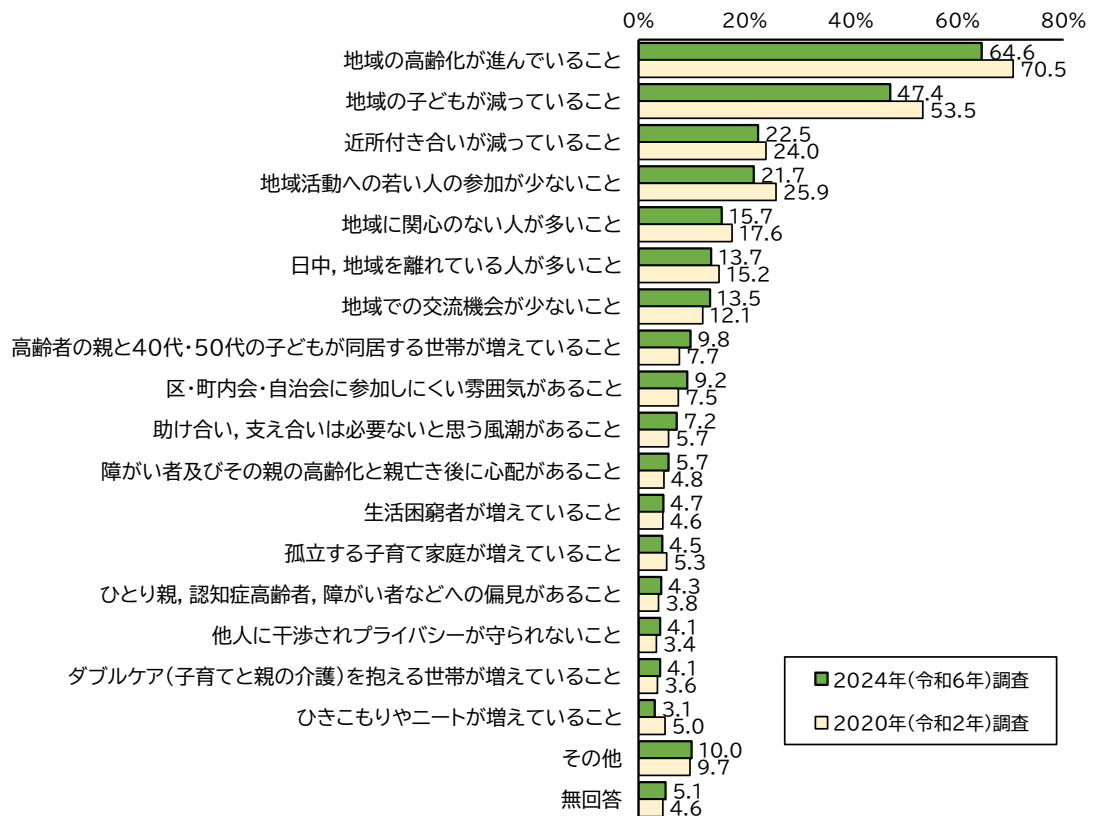


資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

▶地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことを尋ねたところ、「活動の内容や場所などの情報提供の充実」が54.0%と特に多く挙げられています。以下、「活動に関わる人材やリーダーの育成」が27.8%、「活動費・運営費などの資金的な援助」が26.0%、「活動の相談・指導を担う専門職員の充実」が25.2%となっています。

(3)地域における問題点

Q あなたの住んでいる地域の問題点だと思われることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



	合計(人)	地域の高齢化が進んでいること	地域の子どもが減っていること	近所付き合いが減っていること	地域活動への若い人の参加が少ないこと	地域に関心のない人が多いこと	日中、地域を離れている人が多いこと	地域での交流機会が少ないこと	高齢者の親と40代・50代の子どもが同居する世帯が増えていること	区・町内会・自治会に参加しにくい雰囲気があること	助け合い、支え合いは必要ないと思う風潮があること
文地区	151	67.5%	57.6%	25.2%	17.2%	21.2%	15.2%	12.6%	8.6%	7.3%	7.9%
布川地区	218	68.8%	43.1%	18.8%	25.7%	14.2%	11.9%	11.9%	10.1%	11.9%	6.0%
文間地区	73	50.7%	35.6%	19.2%	19.2%	12.3%	17.8%	13.7%	13.7%	8.2%	8.2%
東文間地区	38	63.2%	60.5%	39.5%	26.3%	10.5%	13.2%	28.9%	7.9%	5.3%	10.5%

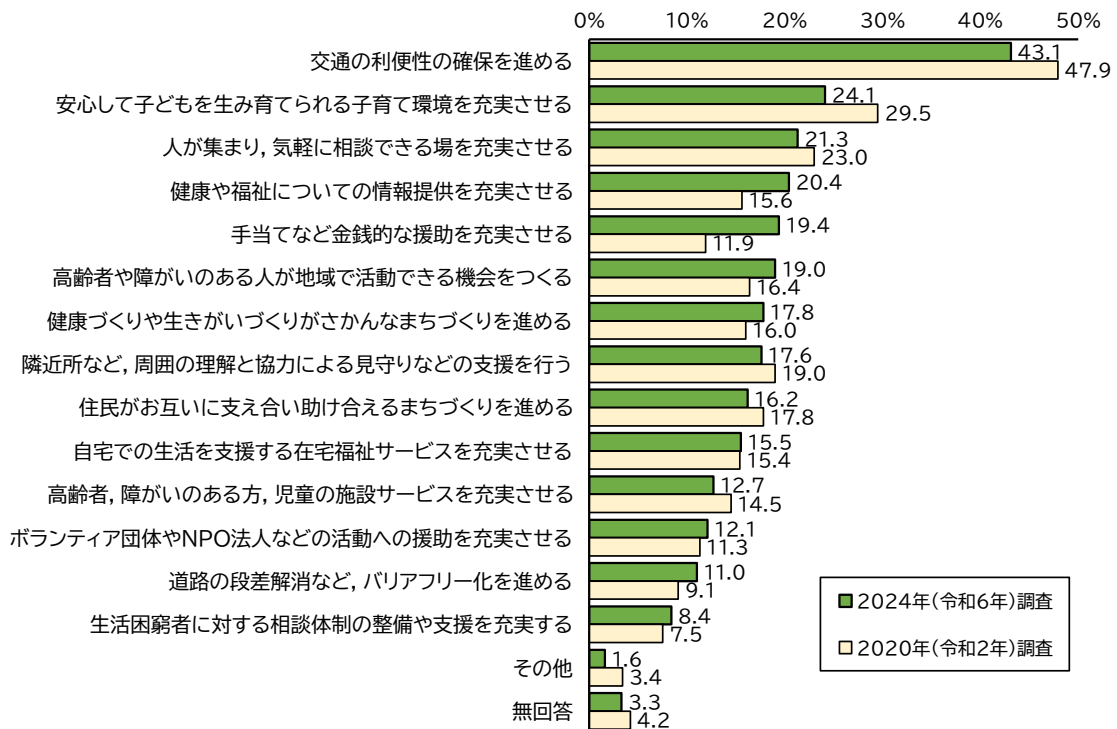
	合計(人)	障がい者及びその親の高齢化と親亡き後に心配があること	生活困窮者が増えていること	孤立する子育て家庭が増えていること	ひとり親、認知症高齢者、障がい者などへの偏見があること	他人に干渉されプライバシーが守られないこと	ダブルケア(子育てと親の介護)を抱える世帯が増えていること	ひきこもりやニートが増えていること	その他	無回答
文地区	151	4.6%	2.0%	5.3%	3.3%	4.0%	2.6%	3.3%	9.9%	3.3%
布川地区	218	5.5%	6.9%	4.1%	5.0%	3.7%	4.6%	3.2%	11.0%	4.1%
文間地区	73	9.6%	2.7%	2.7%	4.1%	5.5%	4.1%	2.7%	9.6%	9.6%
東文間地区	38	2.6%	2.6%	5.3%	2.6%	5.3%	5.3%	0.0%	7.9%	7.9%

資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

- ▶住んでいる地域の問題点としては、「地域の高齢化が進んでいること」、「地域の子どもが減っていること」が高くなっています。
- ▶地区別にみると、いずれの地区でも上位2回答は共通しています。東文間地区では「近所付き合いが減っていること」が4割近くに達しているほか、「地域での交流機会が少ないこと」も3割近くと、他の地区に比べて高い割合となっています。

(4)町に期待すること

Q 利根町の保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える町の取り組みはどれですか。(主なもの3つまでに○)



	合計 (人)	交通の利便性の確保を進める	安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる	人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる	健康や福祉についての情報提供を充実させる	手当など金銭的な援助を充実させる	高齢者や障がいのある人が地域で活動できる機会をつくる	健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりを進める	隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う
文地区	151	39.7%	24.5%	25.8%	16.6%	17.9%	19.9%	17.2%	19.2%
布川地区	218	49.1%	23.4%	17.0%	23.4%	17.0%	19.3%	19.7%	17.4%
文間地区	73	35.6%	20.5%	21.9%	16.4%	28.8%	17.8%	16.4%	16.4%
東文間地区	38	42.1%	34.2%	31.6%	26.3%	13.2%	21.1%	15.8%	18.4%

	合計 (人)	住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める	自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる	高齢者、障がいのある方、児童の施設サービスを充実させる	ボランティア団体やNPO法人などの活動への援助を充実させる	道路の段差解消など、バリアフリー化を進める	生活困窮者に対する相談体制の整備や支援を充実する	その他	無回答
文地区	151	14.6%	15.2%	8.6%	13.2%	8.6%	9.3%	1.3%	3.3%
布川地区	218	17.0%	17.9%	13.3%	10.6%	15.1%	6.9%	0.9%	2.8%
文間地区	73	19.2%	12.3%	16.4%	12.3%	8.2%	9.6%	2.7%	4.1%
東文間地区	38	15.8%	7.9%	13.2%	15.8%	2.6%	7.9%	5.3%	2.6%

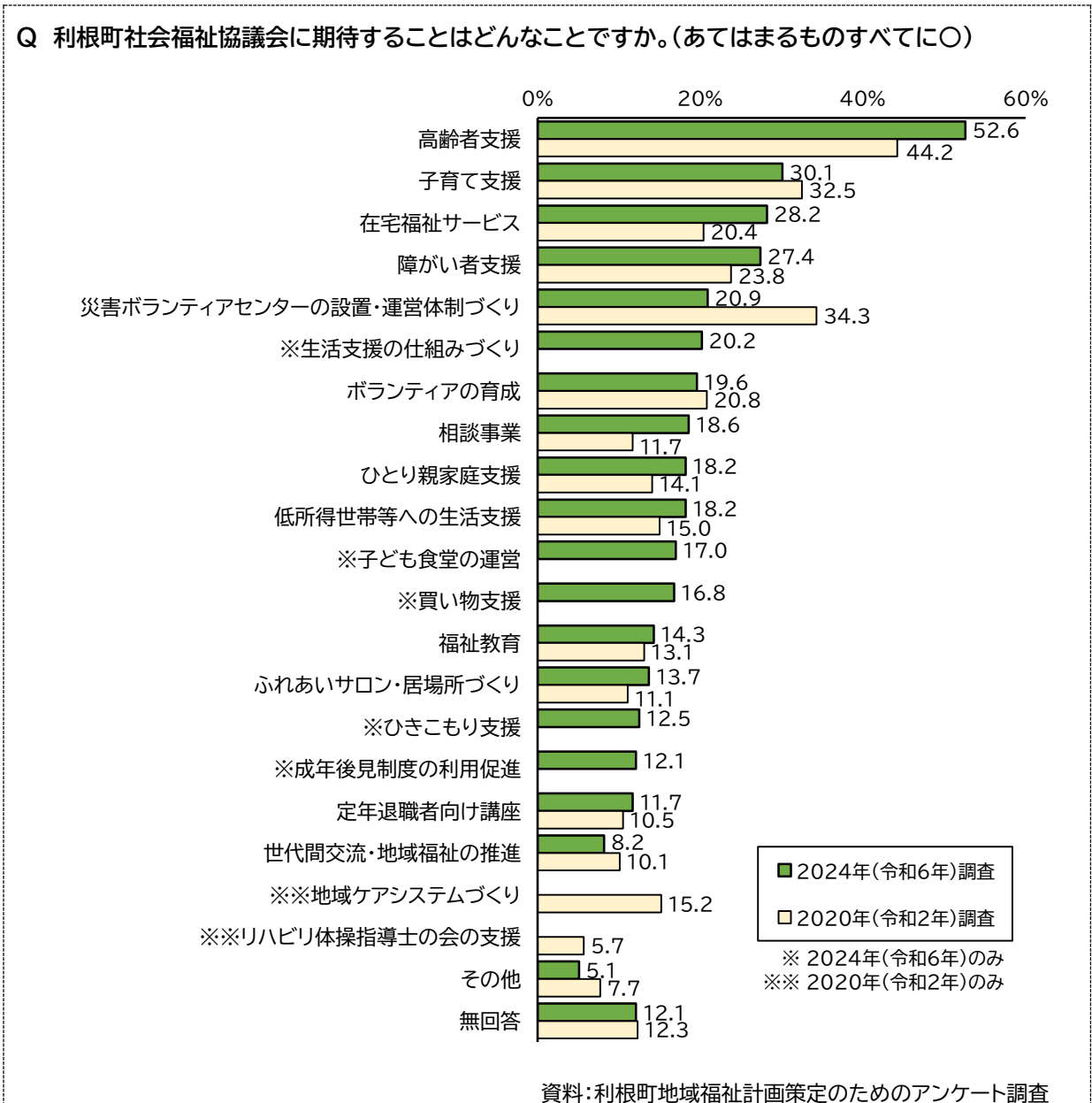
資料：利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

▶町の重要な取り組みとしては、依然として「交通の利便性の確保」、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が強く望まれています。

また、「手当など金銭的な援助を充実させる」については前回調査に比べると7.5ポイント増加しています。

- ▶いずれの地区でも「交通の利便性の確保を進める」が最も多く挙げられており、布川地区では49.1%と特に高くなっています。東文間地区では「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が3割を占め、他の地区と比べると高くなっています。

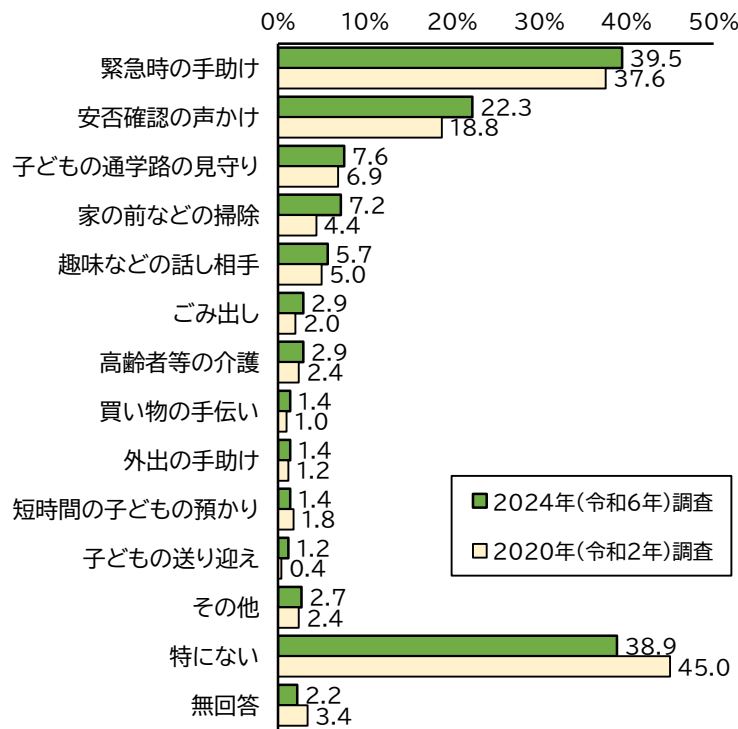
(5) 社会福祉協議会に期待すること



- ▶利根町社会福祉協議会に対しては、「高齢者支援」、「子育て支援」、「在宅福祉サービス」、「障がい者支援」、「災害ボランティアセンターの設置・運営体制づくり」などにおける役割への期待が高くなっています。前回調査と比べると「高齢者支援」は8.4ポイント、「在宅福祉サービス」は7.8ポイント増加しています。

(6)地域住民に期待すること

Q あなたが近所の人にしてもらいたいことはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)



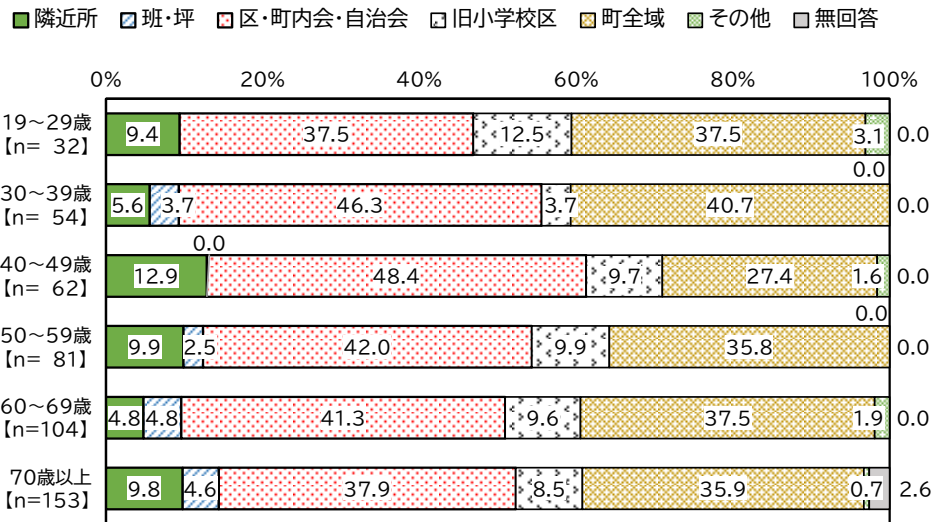
	合計 (人)	緊急時の 手助け	安否確認の 声かけ	子どもの 通学路の 見守り	家の前など の掃除	趣味などの 話し相手	ごみ出し	高齢者等 の介護	買い物の 手伝い	外出の 手助け	特にない
文地区	151	41.7%	25.2%	6.6%	10.6%	7.3%	3.3%	4.6%	2.0%	0.7%	40.4%
布川地区	218	38.5%	21.6%	7.3%	5.5%	3.7%	1.8%	1.8%	1.4%	1.4%	38.5%
文間地区	73	37.0%	17.8%	11.0%	6.8%	6.8%	5.5%	0.0%	0.0%	0.0%	39.7%
東文間地区	38	44.7%	23.7%	7.9%	5.3%	10.5%	2.6%	7.9%	0.0%	7.9%	31.6%

資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

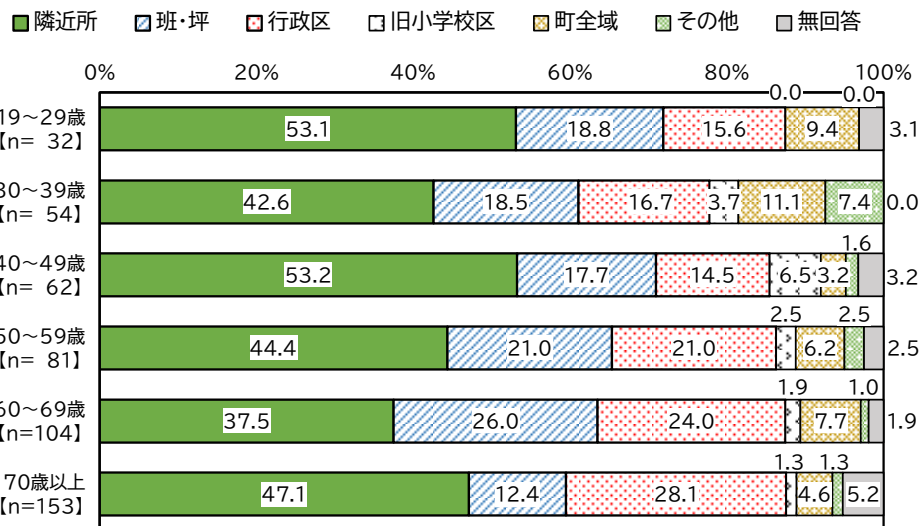
- ▶近所の人に対して期待することは、前回調査と同様に「緊急時の手助け」が最も高く、次いで「安否確認の声かけ」、「子どもの通学路の見守り」の順となっています。
- ▶いずれの地区でも「緊急時の手助け」が1位、「安否確認の声かけ」が2位に挙げられる点で共通しています。文地区では「家の前などの掃除」、文間地区では「子どもの通学路の見守り」、東文間地区では「趣味などの話し相手」、「外出の手助け」などが他の地区と比べると高くなっています。

(7)「地域」の認識

Q あなたが「地域」と聞いて思い浮かぶ範囲をお答えください。(1つだけに○)



Q あなたは、住民同士がお互いに助け合えるのは、どの範囲だと思いますか。(1つだけに○)

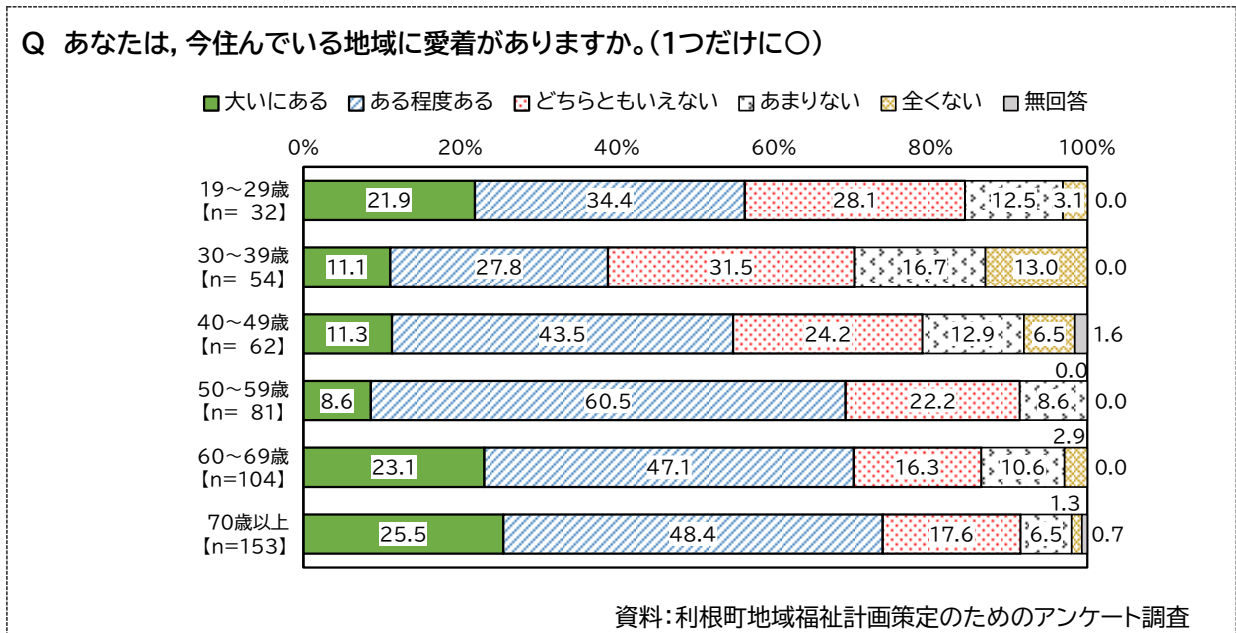


資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

- ▶「地域」と聞いて思い浮かぶ範囲については、20代では「区・町内会・自治会」と「町全域」が同じ割合で最も高くなっています。30代以上の年代では「区・町内会・自治会」が最も高くなっています。
- ▶住民同士がお互いに助け合える範囲については、いずれの年代でも「隣近所」が最も多く挙げられており、20代・40代は過半数を超えて高くなっています。

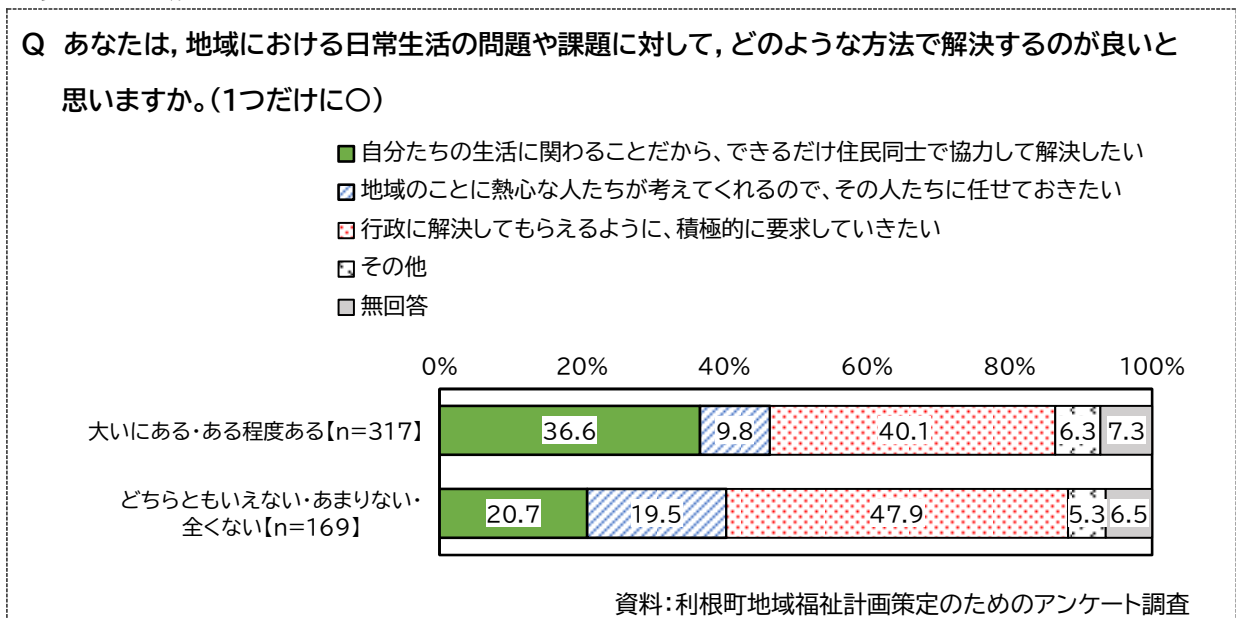
(8)住んでいる地域への愛着

① 愛着の有無



▶年代別にみると、『今住んでいる地域に愛着がある』割合(「大いにある」,「ある程度ある」)は、30代が最も低く38.9%となっています。そのほかの年代では過半数以上を占めており、70歳以上では73.9%と特に高くなっています。

② 愛着の有無別の「主体性」



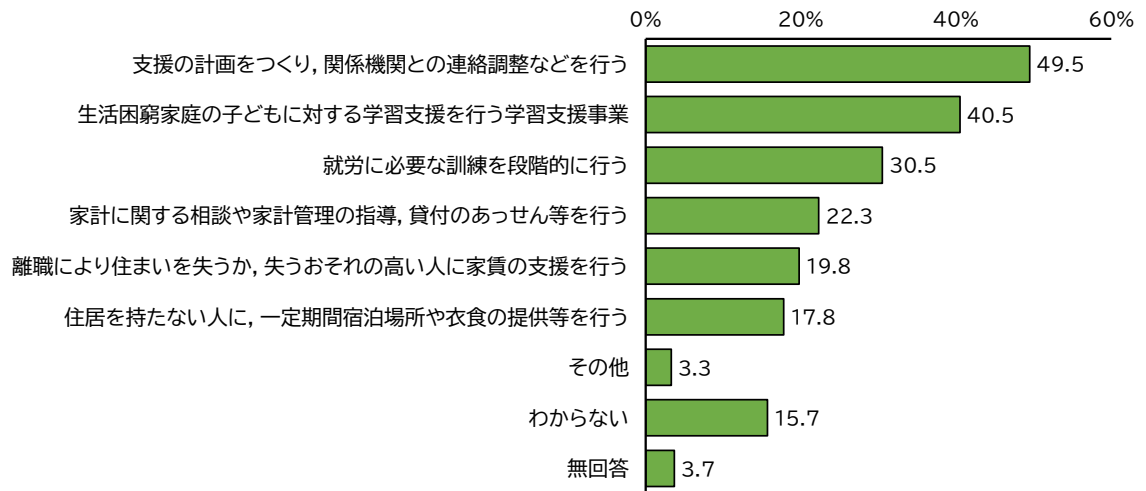
▶日常生活の問題や課題に対する解決方法について、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」の回答割合については、『地域に愛着がある人』(「大いにある」,「ある程度ある」)の方が、『地域に愛着がない人』(「どちらともいえない」,「あまりない」,「まったくない」)よりも高くなっています。

(9)地域福祉全般について

① 生活困窮者に対する支援について

Q あなたは、生活困窮者に対する支援として、生活困窮者自立支援法における事業として、利根町においてはどのような取り組みが重要だと思いますか。(3つまでに○)

全体[n=489]



資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

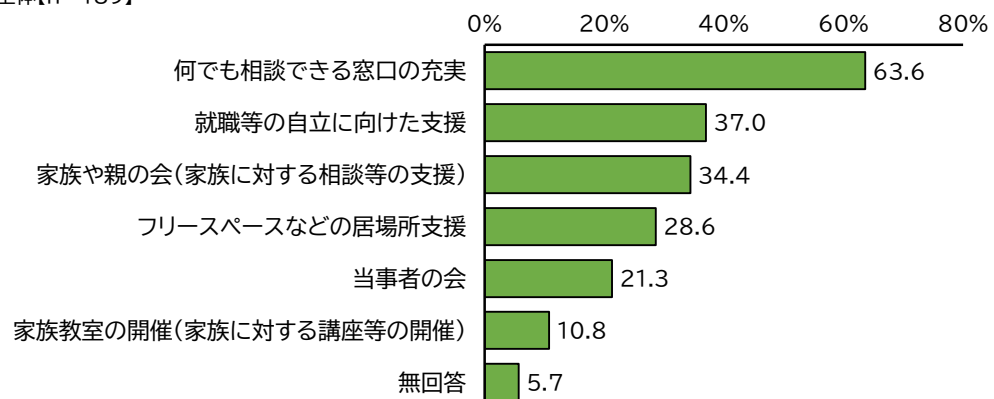
▶生活困窮者に対する支援について、「支援の計画をつくり、関係機関との連絡調整などを行う」が49.5%で最も多く、以下、「生活困窮家庭の子どもに対する学習支援を行う学習支援事業」が40.5%、「就労に必要な訓練を段階的に行う」が30.5%、「家計に関する相談や家計管理の指導、貸付のあっせん等を行う」が22.3%などとなっています。

② ひきこもりの方に対する支援について

Q ひきこもりの方やその家族に対する支援として、どのような支援が必要だと思いますか。

(3つまでに○)

全体[n=489]



資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

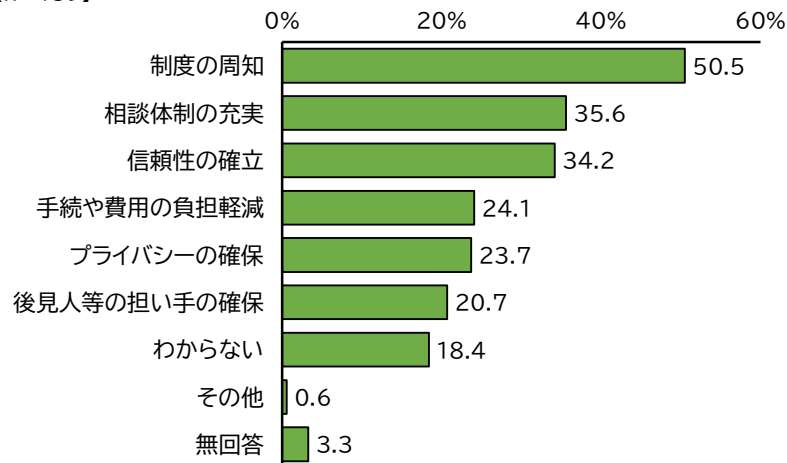
▶ひきこもりの方やその家族に対する支援について、「何でも相談できる窓口の充実」が63.6%で最も多く、以下、「就職等の自立に向けた支援」が37.0%、「家族や親の会(家族に対する相談等の支援)」が34.4%、「フリースペースなどの居場所支援」が28.6%となっています。

③ 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと

Q 成年後見制度を利用しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。

(3つまでに○)

全体[n=489]



資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

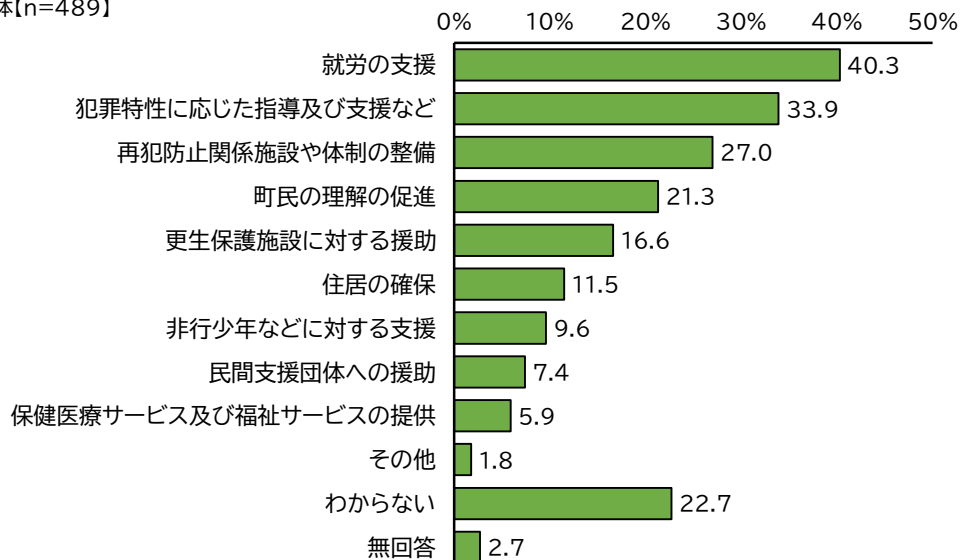
▶成年後見制度を利用しやすくするために必要なことについて、「制度の周知」が50.5%で最も多く、以下、「相談体制の充実」が35.6%、「信頼性の確立」が34.2%、「手続や費用の負担軽減」が24.1%、「プライバシーの確保」が23.7%となっています。

④ 再犯防止の推進のために必要な取り組み

Q 再犯防止を推進するにあたって、どのような取り組みが必要だと思いますか。(3つまでに○)

※再犯防止とは、犯罪をした人などの立ち直りを支援する取組であると同時に、再び犯罪をする人を出さないために安全・安心なまちづくりを進めることです。

全体[n=489]



資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

▶再犯防止を推進するために必要な取り組みについて尋ねたところ、「就労の支援」が40.3%で最も多く、以下、「犯罪特性に応じた指導及び支援など」が33.9%、「再犯防止関係施設や体制の整備」が27.0%、「町民の理解の促進」が21.3%となっています。

5 第3期計画の振り返り

(1) 成果指標の状況(アンケート調査)

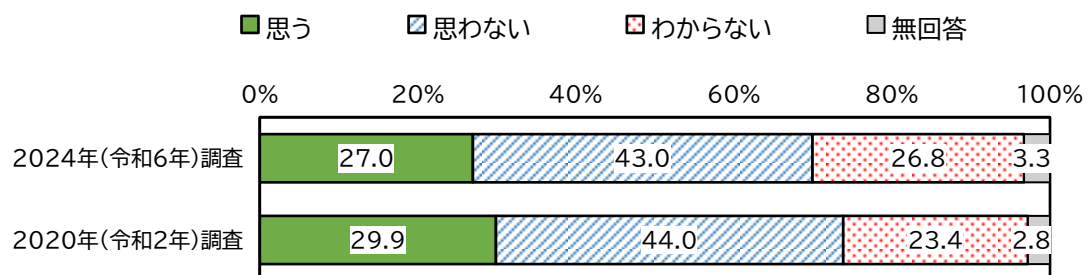
第3期計画においては、地域福祉の向上の進捗状況や目標の達成度合いを客観的に把握・評価できるよう、成果指標と目標を設定しました。成果指標については、概ね前回同様の傾向が伺えますが、前回調査を下回っています。

	項目	2020年 (令和2年)調査	第3期計画 目標値	2024年 (令和6年)調査
		第3期計画 策定時 実績値		第4期計画 策定時 実績値
成果指標1 関連目標▶ 基本目標1	地域の助け合いや交流が活発だ (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合)	29.9%	35%	27.0%
成果指標2 関連目標▶ 基本目標2	防災・防犯体制が整っている (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合)	26.8%	35%	25.2%
成果指標3 関連目標▶ 基本目標3	地域に愛着がある (「大いにある」、「ある程度ある」の割合)	66.3%	75%	64.8%
成果指標4 関連目標▶ 基本目標2 基本目標3	ボランティア活動に参加したことがある (「参加したことがある」の割合)	30.7%	35%	27.4%
成果指標5 関連目標▶ 基本目標4	福祉に関する情報が得やすい (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合)	21.2%	35%	20.0%
成果指標6 関連目標▶ すべての基本目標	これからも利根町に住み続けたい (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合)	57.9%	65%	56.6%

① 成果指標1 地域の助け合いや交流【目標値 35.0%】

《地域の助け合いや交流が活発だ(思う「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合)》

⇒「思う」と回答した割合が2020年(令和2年)に比べ、2.9ポイント減

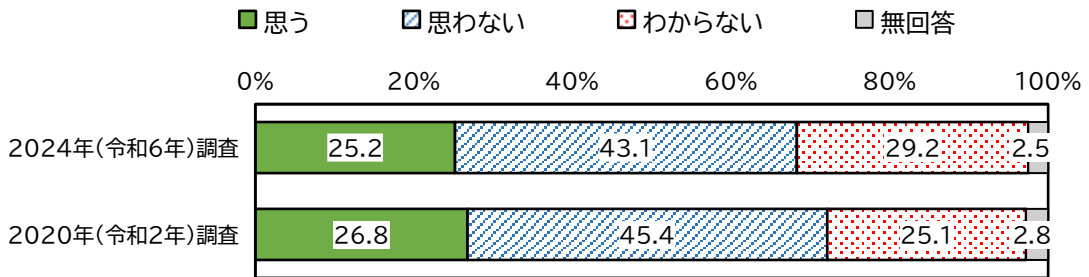


資料: 利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

②成果指標2 防災・防犯体制【目標値 35.0%】

《防災・防犯体制が整っている(思う「そう思う」,「どちらかといえばそう思う」の割合)》

⇒「思う」と回答した割合が2020年(令和2年)に比べ, 1.6ポイント減



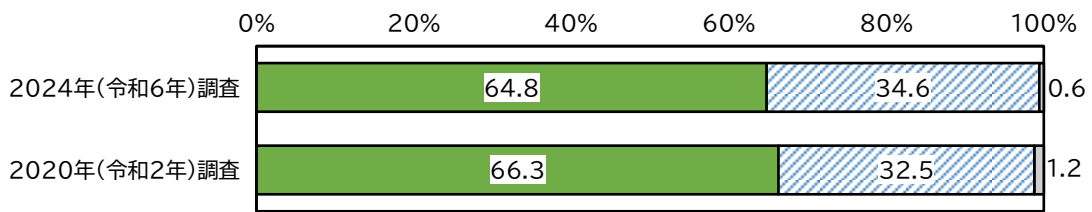
資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

③成果指標3 地域への愛着【目標値 75.0%】

《地域に愛着がある(「大いにある」,「ある程度ある」の割合)》

⇒「大いにある」,「ある程度ある」と回答した割合が2020年(令和2年)に比べ, 1.5ポイント減

■ 大いにある・ある程度ある ■ どちらともいえない・あまりない・全くない ■ 無回答



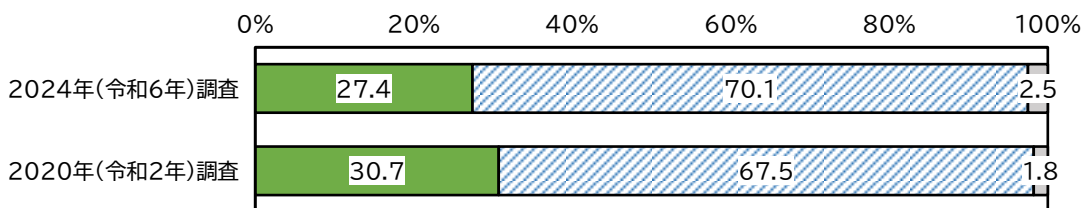
資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

④成果指標4 ボランティア活動への参加状況【目標値 35.0%】

《ボランティア活動に「参加したことがある」の割合》

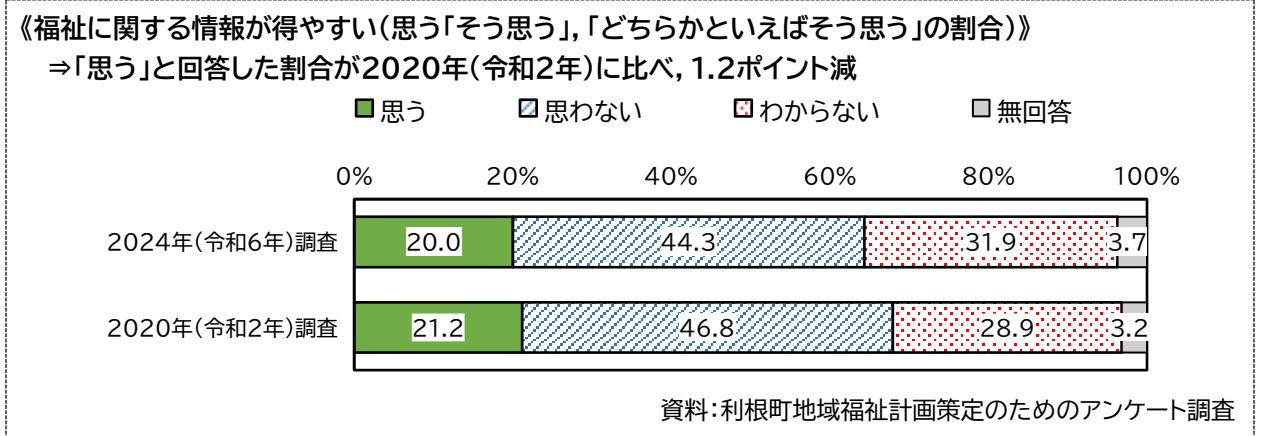
⇒「参加したことがある」と回答した割合が2020年(令和2年)に比べ, 3.3ポイント減

■ 参加したことがある ■ 参加したことがない ■ 無回答

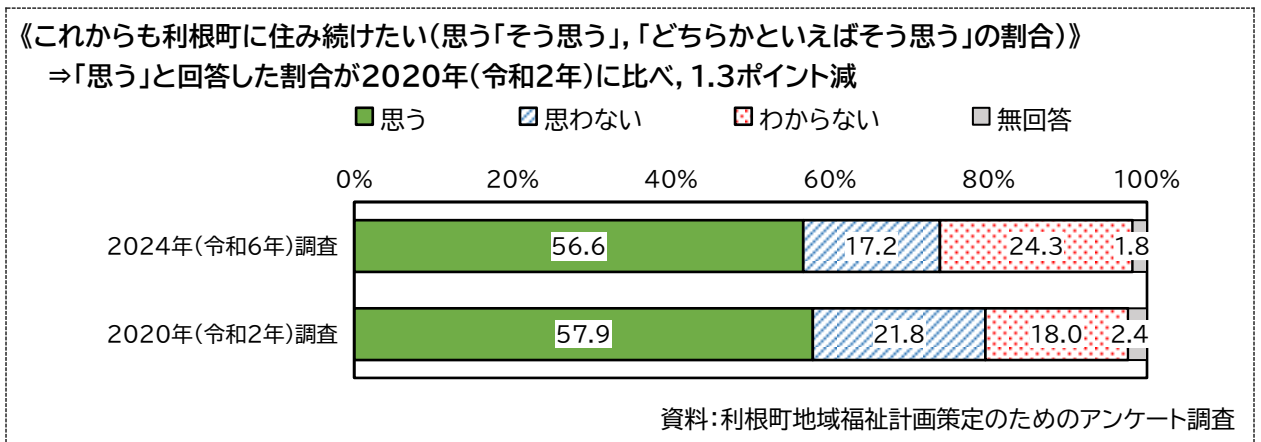


資料:利根町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

⑤成果指標5 福祉に関する情報の取得【目標値 35.0%】



⑥成果指標6 利根町の定住意向【目標値 65.0%】



(2)取組状況の評価

第3期計画では, 4つの基本目標, 8つの取組方針に体系化し, 73の事業等に取り組みました。1つの事業等について, 庁内の複数の課で取り組んでいることなど, 全体では79の取組を行ってきました。

基本目標	取組方針	A	B	C	D	総計
1 交流が広がり生きがいを持って暮らせるまち	1 地域における交流機会の充実(活動の場づくり・交流促進)	5	7	1		13
	2 健康づくり・介護予防を通じた交流の推進	2	6	1		9
2 助け合い支え合って暮らせるまち	1 日常の見守りと防犯活動の推進	4	4			8
	2 災害などの緊急時の助け合い		8			8
3 地域への愛着と福祉活動をつないでいくまち	1 地域への愛着と福祉に対する意識の向上	2	2	1	1	6
	2 地域福祉の担い手の育成		6	1	2	9
4 誰にとっても住みやすく安心して暮らせるまち	1 情報発信と相談支援の充実	6	7			13
	2 福祉サービスを提供する仕組みの充実	3	10			13
合計		22	50	4	3	79

評価項目 A=目標を達成している B=目標を概ね達成している C=目標を下回っており, 努力が必要である D=評価不可

6 課題の整理と今後の方向性

町の取り組みやアンケート調査から、本町の地域福祉に関して以下のとおり課題が挙げられます。

(1)多世代が参加しやすい場づくり, 福祉に関する情報発信について

地域での交流機会の確保が課題となっています。

- アンケートの結果では、地域の行事や活動に「ほとんど参加していない」「あまり参加していない」と答えた人が合わせて約4割を占めています。
- 住民同士のつながりについては、「近所づきあいがある」と答えた人は6割程度にとどまり、特に若い世代では「ほとんど交流がない」との回答が目立っています。
- 「運動不足を感じている」と答えた人が約5割にのぼる一方で、「活動の機会がない」「一人では続かない」との声も多く寄せられており、健康づくりをきっかけにした交流の場が十分に提供されていないことが考えられます。



交流の場は一定数あるものの参加者が固定化しており、若い世代や働き盛り世代も参加しやすいきっかけづくりが求められています。

(2)防災活動への参加促進と日常的なつながりづくりについて

防災活動への参加促進が課題となっています。

- 防災に関する取り組みでは、災害時の避難場所を「知っている」住民は 67.7%と一定の認知度がある状況です。
- 一方、自主防災組織の認知率は 34.4%にとどまり、加入率はさらに低い状況です。防災訓練の参加率も 13.1%と低いため、防災意識の更なる醸成と参加促進が課題です。

災害時の共助力を高めるため、日常的なつながりづくりが必要です。

- 災害時の不安は「避難所の居住環境が不安」(64.8%)、「情報を得られるか」(52.1%)など多岐にわたっています。これらに対応するためには、避難所環境の改善や情報伝達手段の多様化が求められます。
- 住民同士の協力体制構築については、「日頃からの情報交換」(34.2%)、「支援計画の地域での共有」(33.7%)、「福祉事業者や行政との連携」(31.1%)が重要視されており、平時からのつながりづくりが防災力向上につながることを示されています。



災害時の共助力を高めるため、日常的な人間関係の構築や住民のネットワークづくりが重要です。

(3)地域での支え合い活動について

地域での助け合い活動においては、身体的な負担や専門性の高さが障壁となっています。

- アンケート調査の結果住民の約6割が「今住んでいる地域に愛着がある」と回答している一方、近所付き合いに関しては「挨拶程度がほとんど」と答えた方が45%を占めています。
- 住民が隣近所の人に期待する支援として「緊急時の手助け」や「安否確認の声かけ」が多く挙げられています。
- 一方、地域で困っている人への具体的な支援(介護や子どもの預かりなど)は、「手助けできない」と感じる人が多く、身体的な負担や専門性の必要性が障壁になっています。

地域活動への参加者を増やすことが課題となっています。

- ボランティア活動への参加経験は27.4%で、参加していない理由には「活動内容がわからない」「仲間がいない」も挙げられており、広報とコミュニティづくりの強化も必要です。
- 地域活動への参加意欲は「できれば参加したい」と「ぜひ参加したい」を合わせて約35%であり、参加していない理由のトップは「仕事が忙しい」(約40%)となっています。



地域への愛着を支え合いにつなげるために、住民の得意分野や負担軽減を考慮し、多様な役割分担が可能な仕組みづくりが求められます。また、柔軟な参加条件の設定や活動時間の見直しが必要であると考えられます。

(4)地域での問題の複雑化, 相談先の確保, 福祉に関する情報発信について

地域での問題の複雑化を背景に, 身近で信頼できる相談先の確保が課題となっています。

- 少子高齢化問題だけではなく, ダブルケア, 8050問題, ひきこもり, ヤングケアラー等, 様々な分野の課題や複雑化した問題にも対応できる体制の整備が必要となっています。
- 成年後見制度については, 制度の周知や相談体制の充実が利用促進のために必要とされています。
- ひきこもり支援においても, 相談窓口の充実を期待する声が多く, 地域における居場所づくりや就労支援も求められています。
- 再犯防止では就労支援, 犯罪特性に応じた支援などが重要視され, 安全・安心な地域づくりと再犯防止の両立が求められています。

福祉に関する情報発信の工夫が課題となっています。

- 「地域の人ともっと交流したい」と考えている人は一定数存在するにもかかわらず, 行動に移せていない理由として, 「時間がない(36.2%)」「きっかけがない(28.4%)」「参加できる場所がわからない(19.7%)」などが挙げられており, 情報や機会不足が課題であることが伺えます。



誰にとっても住みやすく安心して暮らせるまちづくりのためには, 福祉に関する制度の周知や相談支援体制の強化, 多様な社会的支援の連携が必要不可欠であり, 地域全体で取り組む姿勢が重要です。

また, 福祉に関する情報を誰もが入手できるよう, 発信方法を工夫し, 地域や福祉への関心を高める必要があります。

第3章

計画の将来像

第3章 計画の将来像

1 将来像(基本理念)

第3期計画では、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の基本理念のもと、計画を推進してきました。

基本理念は、本町の地域福祉の最終的な目標であり、また、計画の継続性の観点から、第4期計画においても、この基本理念を引き継ぐこととします。

本町で暮らす誰もが住み慣れた地域で豊かな生活を送ることができるように、ともに支えあい、住民一人ひとりが主役となる「地域福祉」を推進していきます。

また、地域における包括的な相談支援体制を構築し、適切な支援につなげるとともに、身近な「幸せ」を感じることができる暮らしへ拡げていきます。

さらに、持続可能な地域づくり～SDGsの視点～でもふれたように「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの目標を意識し、その達成に貢献していくことが求められます。

こうした社会環境の変化による新たな課題に対応し、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていきます。

基本理念

ともに創ろう

みんなが住みたくなるまち とね

2 基本目標

本計画が目指すまちの姿や基本理念を実現するため、住民一人ひとりのふれあい・支え合い・助け合いの仕組みづくりから福祉のまちづくりまで、総合的な地域福祉施策を住民と地域、行政など、全ての住民が一体となって推進します。

基本目標1 交流が広がり生きがいを持って暮らせるまち

多世代が気軽に参加できる場を増やし、健康づくりや趣味活動などをきっかけに交流の輪を広げます。世代を超えたつながりを深めることで、住民一人ひとりが生きがいを持ち、地域での暮らしに楽しさを実感できるまちを目指します。

基本目標2 助け合い支え合って暮らせるまち

住民同士の声かけや手助けといった身近な支え合いを大切にするとともに、住民と行政や団体との連携を強めます。負担を分かち合い、多様な人が無理なく関われる仕組みを整えることで、誰もが安心して暮らせる地域をつくります。

基本目標3 地域への愛着と福祉活動をつないでいくまち

地域に愛着を持ちながらも地域活動に参加できていない人が少なくない現状を踏まえ、住民のライフスタイルに応じて関われる活動を広げ、無理なく参加できる環境を整えます。仲間づくりや情報発信を工夫し、地域への思いを継続的な福祉活動につなげることで、活動が受け継がれるまちを目指します。

基本目標4 誰にとっても住みやすく安心して暮らせるまち

少子高齢化や複雑な地域課題に対応するため、身近で相談できる体制や制度の周知が求められています。地域に信頼できる相談先を確保し、専門機関や支援団体と連携することで、誰もが困ったときに支援につながり、自分らしい暮らしを続けられる地域をつくります。

3 計画の体系

基本目標	基本方針	
基本目標1 交流が広がり 生きがいを持 って暮らせるま ち	1 地域における交流 機会の充実	1-1 地域における活動の促進 1-2 区・町内会・自治会, 民生委員・児童委員等との 連携強化
	2 健康づくり・介護予防を 通じた交流の推進	2-1 健康づくり, 介護予防事業の推進 2-2 交流の場・活動の場・居場所づくり
基本目標2 助け合い 支え合って 暮らせるま ち	1 日常の見守りと防犯 活動の推進	1-1 地域における見守り及び支援体制づくりの推進 1-2 防犯対策の充実
	2 災害などの緊急時の 助け合い	2-1 地域防災体制の強化 2-2 災害から要支援者を守る体制強化
基本目標3 地域への愛着と 福祉活動をつな いでいくま ち	1 地域への愛着と福祉に 対する意識の向上	1-1 福祉教育・人材育成
	2 地域福祉の担い手の 育成・地域福祉活動 団体との連携・支援	2-1 地域活動・ボランティア活動
基本目標4 誰にとっても 住みやすく 安心して 暮らせるま ち	1 切れ目のない支援体制 の充実	1-1 包括的な相談支援の充実 1-2 情報発信・広報の方法・媒体等の充実 1-3 情報の保障 1-4 関係機関との連携強化 1-5 福祉サービスの提供
	2 権利擁護の推進	2-1 成年後見制度の利用促進 2-2 生活困窮者の支援 2-3 虐待防止対策の強化
	3 犯罪被害者の支援と 犯罪防止や社会復帰	3-1 犯罪被害者の支援 3-2 再犯防止や社会復帰のための取組

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 交流が広がり生きがいを持って暮らせるまち

主な SDGs
関連指標



■施策体系

基本目標	基本方針	
基本目標1 交流が広がり 生きがい を持って 暮らせるまち	1 地域における交流 機会の充実	1-1 地域における活動の促進 1-2 区・町内会・自治会, 民生委員・児童委員との連携強化
	2 健康づくり・介護予防を 通じた交流の推進	2-1 健康づくり, 介護予防事業の推進 2-2 交流の場・活動の場・居場所づくり

取組方針1

地域における交流機会の充実

1-1 地域における活動の促進

地域福祉を推進するためには、身近な地域において多くの人と交流することが大切であることから、地域においてコミュニケーションが図られ、子ども、高齢者、障がいのある人がいきいきと活動できるような場づくりを推進します。

【町の主な取り組み】

- 町の各種イベントの充実《生涯学習課》
- 町生涯学習センター・文化センターにおける各種講座の開催《生涯学習課》
- 町保健福祉センター・健康増進等複合施設の有効活用《保健福祉センター》



■健康マージャンの集い



■利根囲碁会

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<ul style="list-style-type: none"> ○お祭りなどの地区行事に参加します。 ○子ども会やサロン活動などに参加します。 ○自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○お祭りなどの地区行事の開催に協力します。 ○子ども会やサロン活動をもっと活発にして、情報交換の場にします。

1-2

区・町内会・自治会, 民生委員・児童委員との連携強化

区・町内会・自治会は, 安心して暮らせる住みよい豊かなまちをつくるために欠かせない身近なコミュニティ組織です。地域に住む人々が日常生活において, 地域課題の解決に取り組み, より住みやすいまちづくりに向けた支援を行います。

また, 民生委員・児童委員活動が住民との協働により円滑に進むため, その活動目的や内容を住民に周知します。また, 事務局として各種団体等とのネットワーク構築を支援し, 対応困難な事例への対応支援, 組織運営の支援, 委員への情報提供や研修の機会を提供します。

【町の主な取り組み】

- 区・町内会・自治会との連携 《総務課》
- 住民協働事業への補助 《政策企画課》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<ul style="list-style-type: none"> ○区・町内会・自治会などの身近な地域の活動に積極的に参加します。 ○民生委員・児童委員の役割を理解します。 ○地域の担当民生委員・児童委員の名前を広報紙等で把握します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○区・町内会・自治会や地域の活動に協力します。 ○地域にある公共施設を交流の場として有効に活用します。

取組方針2

健康づくり・介護予防を通じた交流の推進

2-1 健康づくり, 介護予防事業の推進

医療機関や教育機関, 地域との連携により, 健康づくり, 介護予防事業などの健康の保持・増進の取り組みを通じた地域交流を推進します。

また, 各種健診・検診を実施するとともに, 受診率向上に向けた受診勧奨を行います。

【町の主な取り組み】

- 健康づくりや関連サービスなどの情報提供 《保健福祉センター, 福祉課》
- 介護予防事業(介護予防教室等) 《福祉課, 保健福祉センター》
- 成人保健事業(特定健康診査, 各種がん検診, 健康相談, 健康教育等)
《保険年金課, 保健福祉センター》
- 母子保健事業(妊産婦健康診査及び相談, 乳幼児健康診査及び相談など) 《子育て支援課》
- 各種予防接種の実施と利用促進 《保健福祉センター》
- 地域介護予防活動組織の支援(利根町リハビリ体操指導士の会, 利根フリフリクラブ)
《保健福祉センター, 社会福祉協議会》

【町民や地域みなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
○日頃から自らの健康管理の意識を高め, 必要に応じて相談します。	○ふだんから健康や医療に関する情報交換を積極的に行います。
○ストレッチやウォーキングなどで, 積極的に体を動かします。	○まわりの人を誘って運動・スポーツや健康づくり活動などに参加します。
○かかりつけ医を持ちます。	

2-2 交流の場・活動の場・居場所づくり

身近な地域におけるつながりを強化するために、誰もが気軽に参加できる交流の場を充実するとともに、地域全体の広がりのある地域活動の活性化及びネットワークの強化に努めます。

また、孤独・孤立を感じている人からの相談に応じるとともに、関係課や関係機関と連携し、居場所や利用できるサービスにつなぐなどの支援を行います。

【町の主な取り組み】

- 住民交流通いの場事業 《福祉課》
- ふれあいサロン, 一人暮らし高齢者のつどい 《社会福祉協議会》
- 障がい者日帰り旅行(青空のつどい) 《社会福祉協議会》
- 高齢者と子どもの世代間交流の支援, 一人親家庭交流事業, ホットね広場(ひきこもりサロン) 《社会福祉協議会》
- 孤独・孤立対策 《福祉課》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<p>○健康教室や介護予防教室などに積極的に参加します。</p> <p>○シルバーリハビリ体操, フリフリグッパ体操に取り組みます。</p>	<p>○地域において介護予防のための体操教室の開催・運営を行います。</p> <p>○介護予防教室や運動などの参加を促します。</p>



■集いの場もえぎ野



■利根町陶芸同好会

～利根町の活動紹介～ こんなことに取り組んでいます！！

「シルバーリハビリ体操」と「フリフリグッパ―体操」

介護予防を担う地区組織として「利根町リハビリ体操指導士の会」及び「利根町フリフリクラブ」が地域で活躍しています。

●シルバーリハビリ体操

NPO 法人日本健康加齢推進機構理事長の大田仁史先生が考案した体操で、関節の運動範囲を維持拡大するとともに、筋肉を伸ばしたり、筋力をつけることを主眼とする体操です。立つ、座る、歩く等の日常生活を営むために欠かせない基本的な動作を維持することに役立ちます。

平成16年に茨城県のシルバーリハビリ体操指導士養成のモデル地区として指定されて以来、毎年実施する養成講習会で指導士が誕生しています。指導士により、公共施設や地域の集会所等でシルバーリハビリ体操教室を実施しています。

●フリフリグッパ―体操(認知症予防体操)

筑波大学の征矢英昭先生が開発した運動で、脳の活性化や脂肪の燃焼、骨密度の低下抑制、転倒予防など多くの効果が期待できます。

平成14年に、国の認知症予防対策事業に選定され、筑波大学の指導のもとで、栄養・運動・睡眠の講座が行われ、運動講座の一環としてフリフリグッパ―体操を中心とした運動集会を始めました。この運動集会の運営支援としてフリフリクラブボランティアが活動しており、活動がスタートしてから現在まで、町内2か所の会場で、月6回、地区運動集会でフリフリグッパ―体操を行っています。また、ボランティアと参加者は、おそろいのTシャツを着て、軽やかに、楽しく体操をしています。

住民交流通いの場

地域の住民主体により運営される通いの場において、茶話、体操、レクリエーション及び認知症予防等の介護予防活動を行います。高齢者が身近なところで気軽に通える場を地域に創出することにより、高齢者の社会的な孤立の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに地域での助け合い体制の構築を図ります。



基本目標2 助け合い支え合って暮らせるまち

主な SDGs
関連指標



■施策体系

基本目標	基本方針	
基本目標2 助け合い 支え合って 暮らせるまち	1 日常の見守りと防犯活動の推進	1-1 地域における見守り及び支援体制づくりの推進 1-2 防犯対策の充実
	2 災害などの緊急時の助け合い	2-1 地域防災体制の強化 2-2 災害から要支援者を守る体制強化

基本方針1

日常の見守りと防犯活動の推進

1-1 地域における見守り及び支援体制づくりの推進

地域で活動する団体、事業者などと連携して、多くの見守りの目を増やし、地域でのつながりを大切にしながら、地域全体で見守るネットワークづくりを推進します。

【町の主な取り組み】

- ひとり暮らし老人「愛の定期便」、民間事業者との「見守り協定」の締結、民生委員・児童委員の見守り活動支援《福祉課》
- 見守り活動の推進「一人暮らし高齢者配食サービス」《社会福祉協議会》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<ul style="list-style-type: none"> ○近所の人や離れて生活している家族などと定期的に連絡をとります。 ○お金を振り込む際はニセ電話詐欺などに注意し、再度確認します。 ○ひとり暮らし高齢者等に気をかけ、異常等があった場合には適宜連絡します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者被害などに遭わないよう、地域で情報を共有します。 ○近所での声かけや見守りを行い、異常等があった場合には適宜連絡します。

1-2 防犯対策の充実

防犯や消費者トラブルに関する情報提供・啓発を行い、防犯意識の向上を図るとともに、利根町防犯連絡員と利根町交通安全指導隊により事故・防犯防止のためパトロールと立哨を実施し、交通安全意識と防犯意識の周知を図ります。

【町の主な取り組み】

- 防犯対策事業, 交通安全推進事業 《防災危機管理課》
- 登下校の見守りや防犯パトロール活動の支援 《防災危機管理課, 学校教育課》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<ul style="list-style-type: none"> ○自分たちで住みよい・安全な地域にしていこうとする意識を持ちます。 ○日頃から防犯意識を高めます。 ○「こども110番の家」の登録に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の安全パトロールなどの防犯対策に協力します。 ○子どもの登下校の見守り活動を行います。

基本方針2

災害などの緊急時の助け合い

2-1 地域防災体制の強化

地域で安心して暮らせるよう、災害などの緊急時に備えた避難誘導體制の整備など、利根町地域防災計画に基づき、地域ぐるみで安心、安全のネットワークづくりを推進します。

【町の主な取り組み】

- 防災対策事業の推進, 自主防災組織の育成強化, 自主防災組織活性化補助, 利根町防災士連絡会との連携 《防災危機管理課》
- 災害ボランティアの登録, 災害時におけるボランティアセンターの運営 《社会福祉協議会》
- 高齢者支援緊急通報システムの配備, 救急医療情報キット(命のバトン)の配布 《福祉課》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から防災意識を高め, 避難場所や避難経路を確認します。 ○防災グッズや食料・飲料水を準備します。 ○防災訓練に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練などに参加して災害時に備えます。 ○地域の自主防災組織の体制づくりに積極的に参加します。 ○避難訓練を定期的を実施します。

2-2 災害から要支援者を守る体制強化

避難行動要支援者名簿の作成をはじめ、行政と地域、関係機関・団体との情報の共有を図り、要支援者の避難支援体制の構築を進め、災害から要支援者を守る体制強化を図ります。

【町の主な取り組み】

- 福祉避難所等の整備 《福祉課, 保健福祉センター》
- 避難行動要支援者台帳の整備, 避難行動要支援者システムの整備, 民生委員児童委員との連携及び情報共有, 区町内会自治会との連携及び情報共有 《福祉課》
- 要配慮者の把握と情報共有の推進 《社会福祉協議会》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<ul style="list-style-type: none"> ○支援者として活動できるよう, 日頃から近所との交流を深めます。 ○災害ボランティアに登録します。 ○助けが必要な人は事前に周りや行政に自分の情報を伝えておきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報に配慮しながら, 地域の要配慮者の把握と情報の共有に努めます。 ○地域の要配慮者に対する援助にはできる限り協力します。

基本目標3 地域への愛着と福祉活動をつないでいくまち

主な SDGs
関連指標



■施策体系

基本目標	基本方針	
基本目標3 地域への愛着 と福祉活動をつ ないでいく まち	1 地域への愛着と福祉に 対する意識の向上	1-1 福祉教育・人材育成
	2 地域福祉の担い手の 育成・地域福祉活動 団体との連携・支援	2-1 地域活動・ボランティア活動

基本方針1

地域への愛着と福祉に対する意識の向上

1-1

福祉教育・人材育成

すべての住民が、自分が住んでいる地域への関心を高めて愛着を育みながら、福祉への理解も深めていくことが求められます。

家庭や学校、地域の関係機関と連携し、多くの福祉体験を通じて子どもの頃から福祉に対する意識を養うとともに、誰もが参加しやすい学習機会の提供や交流の機会を通じて、住民の福祉意識の向上を図ります。

【町の主な取り組み】

- 小中学校における福祉教育、福祉施設における体験学習、ボランティア協力校(町内の小中学校)の指定と連携・協働、人権問題講演会
《指導課, 福祉課, 社会福祉協議会》
- 地域の歴史・文化に関する学習機会の提供 《生涯学習課, 指導課》
- 利根町クリーン作戦 《生活環境課》
- 共同募金 《社会福祉協議会》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会，自治会，事業者，NPO，ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<ul style="list-style-type: none"> ○自分が住む地域の状況に関心を持ちます。 ○地域の文化や歴史，産業などに関心を持ちます。 ○自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちます。 ○福祉に対する理解を深めます。 ○福祉に関する講座やセミナー・イベントなどに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中であいさつ・声かけを励行します。 ○生活マナーの向上を呼びかけます。 ○行政区や地域の活動に協力します。 ○転入者や未加入者に対する行政区への加入を啓発します。 ○自分の子や孫，地域の子どもなどに町の文化や歴史，産業などのことを伝えます。

基本方針2

地域福祉の担い手の育成・地域福祉活動団体との連携・支援

2-1 地域活動・ボランティア活動

若年層や子育て世代などを含めた幅広い層に自治会や地域のボランティア・NPO活動等の地域福祉活動への参加を働きかけるとともに，活動の様子や情報等について，より一層情報発信を行い，活動への支援と参加促進を推進します。

【町の主な取り組み】

- 広報「とね」《総務課》
- 町民活動情報サイト「とねっと」《生涯学習課》
- 民生委員・児童委員，区・町内会・自治会や老人クラブ等を通じた情報提供 《福祉課》
- ボランティア情報の発信 《社会福祉協議会》
- リ・スタートOB連絡会支援，ボランティア活動育成事業，ボランティア講座 《社会福祉協議会》
- 認知症サポーター養成講座 《福祉課》
- 老人クラブ連合会の活動支援 《福祉課》
- 区・町内会・自治会の活動支援 《総務課》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会，自治会，事業者，NPO，ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動(清掃・美化活動，区・町内会・自治会活動など)には積極的に参加します。 ○ボランティア活動に関心を持ちます。 ○自分のできる範囲でボランティア活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○若い人から高齢者まで誰もが参加しやすいような活動になるよう環境を整えます。 ○団体間で情報共有を図り，活動の幅を広げたり，新たな活動を展開します。 ○地域の支え合い活動を活発にしていきます。

基本目標4 誰にとっても住みやすく安心して暮らせるまち

主な SDGs
関連指標



■施策体系

基本目標	基本方針	
基本目標4 誰にとっても 住みやすく 安心して 暮らせるまち	1 切れ目のない支援体制の充実	1-1 包括的な相談支援の充実 1-2 情報発信・広報の方法・媒体等の充実 1-3 情報の保障 1-4 関係機関との連携強化 1-5 福祉サービスの提供
	2 権利擁護の推進	2-1 成年後見制度の利用促進 2-2 生活困窮者の支援 2-3 虐待防止対策の強化
	3 再犯防止や社会復帰のための取組	3-1 再犯防止の推進

基本方針1

切れ目のない支援体制の充実

1-1 包括的な相談支援の充実

複合化・複雑化した課題が、現状の支援体制では見逃されてしまうケースが出てきています。各分野が相互に連携しながら、複雑化・複合化した課題に対応する包括的な相談体制を構築し、制度の狭間を作らない支援体制を整備します。

また、関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。

さらに、近年外国籍の住民が増えています。本町の国際化に対応するため、2025年(令和7年)4月1日より生涯学習課に多文化共生係を設置しました。外国語の説明が必要な住民に向けて、多言語の対応を行うなど、ニーズに対応した情報発信をするなど、多文化共生を進めることで、言葉の壁や文化の違いによる誤解を減らし、誰もが安心して暮らせる魅力ある町を目指します。

【町の主な取り組み】

- 保健福祉センターにおける相談支援 《保健福祉センター》
- 地域包括支援センターにおける相談支援, 弁護士による無料法律相談 《福祉課》
- 子育て支援課における相談支援, 子育て支援センターにおける相談支援 《子育て支援課》
- 心配ごと相談所, ひきこもり相談, 福祉サービス等の利用相談, 特定相談支援事業・障害児相談支援事業 《社会福祉協議会》
- 多文化共生の取り組み 《生涯学習課》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<p>○日頃から近所付き合いを深め, 身近に相談相手を見つけておきます。</p> <p>○町や社会福祉協議会, 事業所の相談窓口を必要に応じて活用します。</p> <p>○困っている人を見つけたら役場に相談します。 (行政の専門機関につなげます)</p>	<p>○地域で孤立気味の人・家庭には話しかけ, 情報を伝えたり相談ののります。</p> <p>○必要な支援に結びついていない人がいたら相談機関につなぎます。</p>

1-2 情報発信・広報の方法・媒体等の充実

支援を必要としている人が, 制度の内容や利用の方法, サービス提供事業者の情報等を入手しやすいように広報「とね」やホームページ, パンフレット, SNSなど様々な媒体を活用し, 必要なときに必要な情報が入手できるような仕組みづくりに努め, 福祉サービスが適切に提供できるよう取組を推進します。

【町の主な取り組み】

- 広報「とね」, ホームページ, 情報メール一斉配信サービス, 「行政出前講座」, 行政アプリ 《総務課》
- 町民活動情報サイト「とねっと」 《生涯学習課》
- 民生委員・児童委員の役割の周知, 民生委員・児童委員, 区・町内会・自治会や老人クラブなどを通じた福祉情報の提供 《福祉課》
- 高齢福祉・障がい福祉・とねまち子育て支援ガイドブックなどのパンフレット 《福祉課, 子育て支援課》
- 社協だよりの発行, 声の広報「とね」(視覚障がい者向けサービス), 地域の集まりを利用した説明会 《社会福祉協議会》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<p>○回覧板や広報紙などに目を通すようにします。</p> <p>○身近な地域の情報発信(口コミ, インターネットなど)に努めます。</p> <p>○必要な情報を入手し, 的確に活用します。</p>	<p>○必要とする情報が取得できない・しにくい人がいたら支援します。</p>

1-3 情報の保障

今後も障がいの有無にかかわらず誰もが参加しやすい共生社会の実現をめざし、手話通訳者派遣、手話講習会等の実施や点訳の普及等、障がい者への情報保障の充実に努めます。

また、情報の多言語化、点字や音声データを活用し、さまざまな状況にある人たちに対応した情報発信に努めます。

【町の主な取り組み】

- コミュニケーション支援事業, 意思疎通支援事業 《福祉課》

【町民や地域みなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
○必要な情報を入手し, 的確に活用します。	○必要とする情報が取得できない・しにくい人がいたら支援します。

1-4 関係機関との連携強化

複合化・複雑化した課題を解決するためには、地域における各支援関係機関の連携が必要となります。それぞれの支援機関の役割を明確にして、継続的な支援ができるよう多機関連携の強化に取り組めます。

【町の主な取り組み】

- 地域包括支援センターの充実<高齢者対象>, 関係機関による連携体制の充実, 茨城型地域包括ケアシステム推進事業<全町民対象>, 地域ケアシステム事業 《福祉課, 社会福祉協議会》
- 子育て支援サービス, 地域子育て支援センターの充実 《子育て支援課》
- 高齢者福祉・介護サービス, 地域包括支援センターの充実, 障がい者福祉サービス, 地域活動支援センターへの支援 《福祉課》
- 社会福祉協議会との連携 《福祉課, 社会福祉協議会》

【町民や地域みなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
○様々な福祉問題や生活課題に関心を持ちます。	○必要なサービスの利用に結びついていない人がいたら支援します。

1-5 福祉サービスの提供

困りごとのある方が、必要な支援・サービスを利用できるよう、具体的な支援・サービスの拡充や質の向上、支援の仕組みづくりを図り、既存の分野の枠に収まらない複合的課題への対応も含め、様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実に努めます。

また、地域における交通環境の充実を図るとともに、障がいなどにより日常の外出が困難な方に対する移動支援を図ります。

【町の主な取り組み】

- シルバーカー助成事業, 高齢者等買い物弱者移動販売事業, 高齢者補聴器購入支援事業 《福祉課》
- 母乳育児用品(授乳服)支給(妊娠出産祝い品支給事業) 《子育て支援課》
- 家事援助サービス(在宅福祉サービス事業), 保育サービス(在宅福祉サービス事業), 介護用品支給事業(紙オムツ), 介護者リフレッシュ事業, 一人親家庭小中学校入学卒業祝, 高齢者買い物支援事業 《社会福祉協議会》
- ふれ愛タクシー 《政策企画課》
- 福祉バス(福ちゃん号) 《保健福祉センター》
- 福祉有償運送 《福祉課》
- 送迎サービス(在宅福祉サービス事業) 《社会福祉協議会》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から福祉に関する制度やサービスに関心を持ちます。 ○高齢者や障がいのある人が働きやすい環境をつくるために配慮します。 ○「福祉バス(福ちゃん号)」や「ふれ愛タクシー」を積極的に利用します。 ○日常的に移動交通手段の確保に努めます(移動サービスへの登録)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がいのある人が暮らしやすい環境をつくります。 ○高齢者や障がいのある人が働きやすい環境をつくるために配慮します。



■まごごろサービス(送迎)



■利根町高齢者等移動販売

基本方針2 権利擁護の推進

2-1 成年後見制度の利用促進【利根町成年後見制度利用促進基本計画】

誰もが生涯にわたり自分らしく安心して暮らしていけるよう、「利根町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の普及・啓発を図りつつ、権利擁護が必要な人を、必要な時に適切な支援へ繋げるため、保健、医療、福祉及び司法を含めた専門機関と地域で支える体制を構築します。

また、地域の関係機関が有機的に連携し、権利擁護が必要な人を地域全体で支援するネットワークを強化します。

【町の主な取り組み】

- 体制整備(中核機関・ネットワーク)及びチーム・協議会の整備 《福祉課》
- 各種助成の実施 《福祉課》
- 市民後見人の養成 《福祉課》
- 制度の広報・普及 《福祉課》
- 日常生活自立支援事業 《社会福祉協議会》

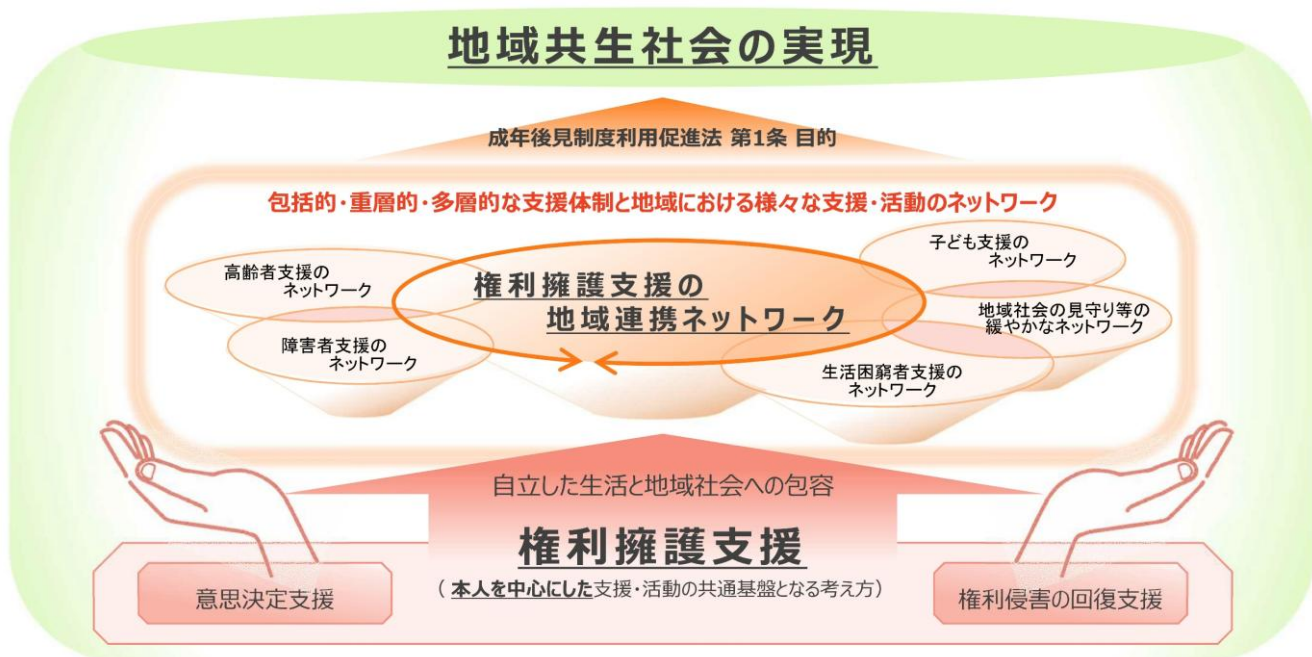
【町民や地域みなさんに期待すること】

～住民や区・町内会、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
○成年後見制度などの権利擁護について理解を深めます。	○必要なサービスの利用に結びついていない人がいたら支援します。

○地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進図



資料：厚生労働省ホームページ「第二期成年後見制度利用促進基本計画」

【利根町成年後見制度利用促進基本計画】

【策定の趣旨】

高齢化や核家族化が進んでいる中で、多様な支援を受けながら、ノーマライゼーションの理念に則り、住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしく安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的な推進を図るものです。

【計画の位置づけ】

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年度法律第29号)第14条第1項において、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置付けられます。

【現状と課題】

アンケート調査結果では、成年後見制度を利用しやすくするために必要なことについて、「制度の周知」、「相談体制の充実」が、「信頼性の確立」、「手続や費用の負担軽減」、「プライバシーの確保」となっています。

【基本方策】

方策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①包括的なネットワークの構築

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が衰えた方や将来の判断能力の低下に不安を抱く方のために、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携するネットワークを強化し、本人及び後見人等を支援する体制を強化します。

また、町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関を福祉課に設置しました。本人にとって望ましい後見人等が選任されるよう利用促進や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われるよう後見人支援に関しては、今後地域連携ネットワークの中で協議を進めていきます。

○中核機関の4つの機能

機能	概要
①広報	○成年後見制度に関する普及・啓発を行う。
②相談	○相談者の状況に応じた必要な支援につなげる。 ○専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行う。
③利用促進	○市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行う。
④後見人支援	○親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援する。

②市民後見人の育成及び担い手の確保

権利擁護支援会議の事務局としての役割を担い、地域連携ネットワークにおいて関係機関とのコーディネートを行う中核機関を設置します。

方策2 権利擁護支援

①広報・啓発等による周知・理解促進

成年後見制度に関するパンフレットや町の広報紙、ホームページなどで、制度の利用を必要とする人やその家族に、十分に情報を届けられるようにします。

②身近な相談支援体制の整備

地域包括支援センターや社会福祉協議会等、基幹相談支援センターなどと連携し、支援を必要としている人が適切に制度を活用できるよう、成年後見制度の広報活動を促進します。

③成年後見制度の利用に関する支援

成年後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、法令に基づき町長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

また、経済的理由から成年後見制度の利用が難しい方に対し、申し立て費用や成年後見人等の報酬の助成を行い、成年後見制度の利用を支援します。

2-2

生活困窮者の支援

生活困窮者自立支援法は、社会経済の構造的な変化による生活保護受給者や生活困窮にいたるリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護にいたる前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、生活困窮者の自立を支援します。

また、様々な困難を抱える女性が安心して相談できる窓口を整備し、生活・就労・子育てなどの課題に応じた支援や情報提供を行います。

【町の主な取り組み】

- 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等のつなぎ機能 《福祉課, 社会福祉協議会》
- 生活困窮家庭等の子どもの就学支援 《学校教育課, 福祉課》
- 生活福祉資金貸付制度の利用支援, 小口資金の貸付, 生活困窮者の相談窓口の設置, 低所得世帯児童生徒中学入学時援助 《社会福祉協議会》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
○地域で困りごとを抱えている人を発見したら、プライバシーを尊重しながら相談機関や民生委員・児童委員につなぎます。	○複雑な課題を有する当事者と地域とのつながりを支援します。

2-3 虐待防止対策の強化

児童虐待, 高齢者虐待, 障がい者虐待, DVなどの問題に対し, 地域における日常的な見守り体制を強化するとともに, 関係機関と連携し, 虐待やDV等への適切な対応に努めます。

【町の主な取り組み】

- 児童虐待防止対策の充実 《子育て支援課》
- 高齢者虐待防止対策の推進 《福祉課》
- 障がい者の虐待防止の推進 《福祉課》
- DVの根絶及びストーカー防止に関する啓発 《福祉課, 政策企画課》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会, 自治会, 事業者, NPO, ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
○子どもや高齢者や障がいのある人などの虐待を発見したら通報します。	○高齢者や障がい者, こどもを見守り, 虐待などの可能性を感じたら, 町や相談機関等へつなぎます。



■保護司と更生保護女性会による啓発活動

基本方針3

犯罪被害者の支援と犯罪防止や社会復帰

3-1 犯罪被害者の支援

犯罪被害者やその家族等が必要とする施策を総合的に推進することにより、受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目指します。

【町の主な取り組み】

- 犯罪被害者等支援にかかわる取り組み 《福祉課》
- 相談および関係機関等との連絡調整 《福祉課》

3-2 再犯防止や社会復帰のための取組【利根町再犯防止推進計画】

地域において罪を犯した人等の指導や見守りにあたる「保護司」、罪を犯した人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う「更生保護女性会」などの関係団体が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、「社会を明るくする運動」などの再犯防止の取組について、広報紙等を通じて広く住民に周知します。

【町の主な取り組み】

- 再犯防止に関する意識醸成・周知啓発 《福祉課》
- 更生保護活動の支援 《福祉課》
- 保護司・更生保護女性会との連携強化 《福祉課》
- 民間協力者や関係団体等との連携 《福祉課》
- 保健医療・福祉サービスの利用支援 《福祉課》
- 犯罪被害者支援施策との協調 《福祉課》
- 就労確保のための取組 《福祉課》

【町民や地域のみなさんに期待すること】

～住民や区・町内会、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



町民【自助】	地域【共助】
○ 犯罪や非行防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への関心と理解を深めます。	○ 社会復帰を目指す人を受け入れ、さまざまな生きづらさを抱えていることの理解を深め、見守ります。

○ 国の「第二次再犯防止推進計画」の基本的な方向性

1. 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
2. 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
3. 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

【利根町再犯防止推進計画】

【策定の趣旨】

本町では、罪を犯した人が、地域で孤立することなく、地域の一員として暮らし続けることのできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の取り組みを推進します。

【計画の位置づけ】

再犯防止推進法 第8条第1項において、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置付けられます。

【現状と課題】

アンケート調査結果では、再犯防止を推進するために必要な取り組みについて、「就労の支援」、「犯罪特性に応じた指導及び支援など」、「再犯防止関係施設や体制の整備」、「町民の理解の促進」となっています。

【基本方策】

方策1 再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進

①再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人の立ち直りについての理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする“社会を明るくする運動”について周知するため、街頭キャンペーンを実施するなど、啓発活動を推進します。地域の犯罪や非行を抑える力を高め、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護に関する「講演会」や学校との連携などの犯罪予防活動に取り組んでいきます。

方策2 保護司会と更生保護女性会等との連携

①関係団体・関係機関との連携

利根町保護司会、利根町更生保護女性会等の関係団体との連携を図り、活動を支援します。

②国や県との連携

茨城県再犯防止推進計画に基づいて、市町村が行うべき取組を推進するとともに、再犯防止に関する施策の展開を行うに当たり、茨城県犯罪被害者等支援に関する指針等の犯罪被害者への支援を行う施策などと協調を図りながら進めます。

方策3 犯罪をした人等の社会復帰及び生活への支援

①就労確保の支援

罪や非行を犯した人たちが更生するために必要な就労先の確保に向け、協力雇用主、保護司、龍ヶ崎ハローワークなど、関係機関と定期的に情報交換会を実施するなどして、協力雇用主の登録促進を図ります。

②福祉・医療制度等の利用支援

福祉事務所と連携し、状況に応じて生活保護や生活困窮者自立支援事業等を利用できるよう支援することにより、生活の安定を図ります。保護観察所等の関係機関と連携し、必要に応じて適切な医療や福祉サービスを受けられるよう支援します。

第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

本計画の特徴は、「地域とともに地域の課題を考え、地域福祉を向上させていく」ということにあります。住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政の取組に加えて、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業、商店なども地域福祉の重要な担い手となります。

町では、ボランティア、社会福祉協議会などその他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も定期的に協働の立場で意見交換できる機会を設けて、計画を推進していきます。

(1)住民の役割

住民は、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを認識することが大切です。そして、地域との関わりを持ち、地域の様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等への積極的な参加したりするなどの役割が期待されます。

(2)区(自治会)の役割

区(自治会)は、町民にとって最も身近な存在として、地域での支え合いの意識の高揚を図るとともに、町民と行政の共創に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

(3)民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、関係機関等とつなぐ役割を担っており、福祉サービスのはざ間にある人や、福祉サービスを利用したてがらない人への対応などで、近年はその役割がさらに大きくなっています。

また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見や、信頼関係を築きながらの身近な相談・援助も期待されています。

(4)地域の活動団体の役割

地域の活動団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対して、今まで培った経験や技術・知識を活かした地域への貢献や活躍が期待されます。

(5)福祉サービス提供事業者等の役割

福祉サービス提供事業者等は、サービスの質の確保、利用者の自立支援、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後、一層多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画等に努めることが期待されます。

(6)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とする、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。そのため、社会福祉協議会は計画推進の一翼を担うとともに、住民や各種団体との調整役としても大きな役割を果たしていきます。

地域住民、民生委員・児童委員等との連携のもと、本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめ、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

(7)行政の役割

町は、地域福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する役割を担っていることから、社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民ニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。また、地域福祉に係る事業・施策等を円滑に推進するため、全庁的な取組を進めます。

2 計画の進行管理

(1) 施策・事業の点検と改善

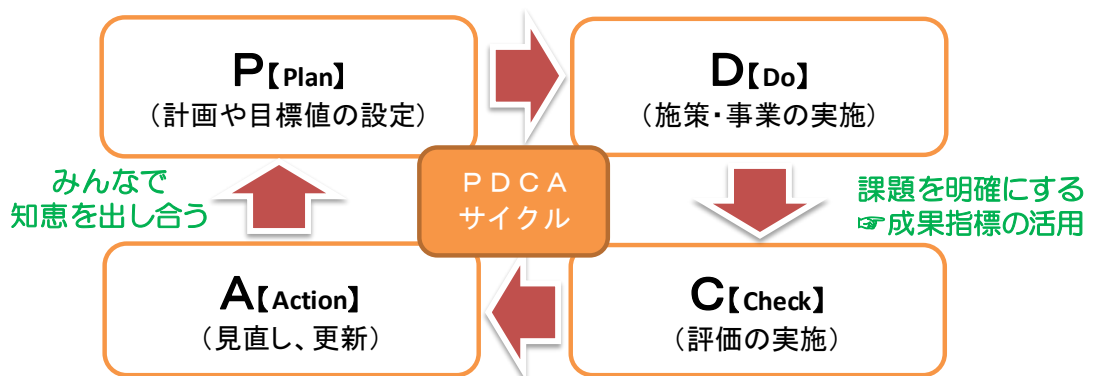
計画期間中は、福祉課を中心に、庁内関係各課や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の推進状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

本計画に定める施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価、改善・見直しを行います。併せて、有識者等による会議を定期的に開催し、施策の評価、方向性見直しの必要性などを検討します。

成果指標や事業の実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

■ 進行管理のPDCAサイクルのイメージ



3 成果指標と目標値

地域福祉の向上の進捗状況や目標の達成度合いを客観的に把握・評価できるよう、成果指標と目標を設定します。

■成果指標と目標

	項目	現状値 (第4期計画 策定時)	⇒	目標値 (第5期計画 策定時)	データ取得
成果指標1 関連目標▶ 基本目標1	地域の助け合いや交流が活発だ (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合)	27.0%	⇒	30%	アンケート調査
成果指標2 関連目標▶ 基本目標2	防災・防犯体制が整っている (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合)	25.2%	⇒	30%	アンケート調査
成果指標3 関連目標▶ 基本目標3	地域に愛着がある (「大いにある」、「ある程度ある」の割合)	64.8%	⇒	70%	アンケート調査
成果指標4 関連目標▶ 基本目標2 基本目標3	ボランティア活動に参加したことがある (「参加したことがある」の割合)	27.4%	⇒	30%	アンケート調査
成果指標5 関連目標▶ 基本目標4	福祉に関する情報が得やすい (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合)	20.0%	⇒	25.0%	アンケート調査
成果指標6 関連目標▶ 基本目標4	再犯防止の取り組みについての考え (「再犯防止の取り組みに協力したい」の割合)	2.7%		5.0%	アンケート調査
成果指標7 関連目標▶ すべての基本目標	これからも利根町に住み続けたい (「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合)	56.6%	⇒	60%	アンケート調査

資料編

資料編

1 利根町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年12月1日

告示第95号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき, 利根町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり, 町民及び社会福祉に関係する者の意見を広く聴取するため, 利根町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は, 計画の策定及び地域福祉の推進について調査, 審議する。

(組織)

第3条 委員会は, 委員14人以内の者をもって組織し, 次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織代表者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 民生委員代表者
- (5) ボランティア関係者
- (6) 福祉施設関係者
- (7) 利根町社会福祉協議会職員
- (8) 町民

(任期)

第4条 委員の任期は, 委嘱の日から計画策定の完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は, 委員の互選による。
- 3 委員長は, 委員会を代表し会務を統括する。
- 4 副委員長は, 委員長を補佐し, 委員長に事故あるときは, その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第35号)

この告示は、公表の日から施行する。

2 利根町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

NO	利根町地域福祉計画策定委員会		名 前	備 考
	設置要綱該当条項	委員		
1	(1)学識経験者	委 員	もとはし やすお 本橋 康夫	学識経験者
2		副委員長	なかざわ よしあき 中澤 義明	学識経験者 (利根町国保診療所所長)
3		委 員	なかがわ あきこ 中川 明子	学識経験者
4	(2)住民組織代表者	委 員	おのであ のりお 小野寺 孝夫	利根町老人クラブ連合会会長
5		委 員	たかはし かつまさ 高橋 勝正	利根町区長会
6	(3)福祉団体関係者	委 員	あらかし ただおみ 荒木 忠臣	利根町リハビリ体操指導士の会
7		委 員	すずき ちえこ 鈴木 智恵子	利根町更生保護女性会会長
8	(4)民生委員代表者	委員長	なかの ただかつ 中野 傳功	利根町民生委員児童委員協議会会長
9	(5)ボランティア関係者	委 員	いしあい じゅんこ 石合 淳子	ボランティア
10	(6)福祉施設関係者	委 員	いくしば とりのり 生芝 俊教	布川保育園園長
11		委 員	ほりえ しゆん 堀江 瞬	特別養護老人ホームやまなみ園施設長
12	(7)社会福祉協議会事務局職員	委 員	はなしま みゆき 花嶋 みゆき	利根町社会福祉協議会事務局長
13	(8)町民	委 員	こうづか みちこ 幸塚 美智子	
14		委 員	ながの かずみ 永野 一美	令和7年10月まで

3 策定経過

年月日	内容等
令和6年8月30日	令和6年度第1回利根町地域福祉計画策定委員会 【議題】 (1)地域福祉計画・地域福祉活動計画について (2)アンケート調査票について
令和6年9月～10月	地域福祉を推進するためのアンケート調査 【概要】 調査対象:住民基本台帳から無作為に抽出した19歳以上の住民2,000人 配布数:2,000件 回収数:489件 回収率:24.5%
令和7年8月27日	令和7年度第1回利根町地域福祉計画策定委員会 【議題】 (1)アンケート調査の調査結果について (2)計画の方向性について(第3期計画の振り返り, 第4期計画体系案)
令和7年11月26日	令和7年度第2回利根町地域福祉計画策定委員会 【議題】 (1)利根町地域福祉計画 第4期計画(案)
令和8年1月13日～ 令和8年2月10日	パブリックコメントの実施予定
令和8年2月25日	令和7年度第3回利根町地域福祉計画策定委員会 【議題】 (1)パブリックコメントの結果について (2)利根町地域福祉計画 第4期計画(案)

利根町地域福祉計画(第4期)

発行:2026年(令和8年)3月

編集:利根町福祉課

住所:〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川 841-1

電話:0297-68-2211(代表)

